

所管事務調査

使用料・手数料の見直しについて

目次	ページ
1 施設一覧等 . . . . .	2 ~ 7
2 使用料 . . . . .	8 ~ 57
3 手数料 . . . . .	58 ~ 175

各所管部局  
令和7年7月

---

# 1 施設一覽等

---

# 1 使用料・手数料関連条例【総務委員会所管分】

## (1) 使用料：74施設（21条例）

施設		条例		所管部局
1	浦上墓地	1	長崎市有墓地条例	財務部
2	昭和墓地			
3	住吉墓地			
4	家野墓地			
5	香焼中央墓地			
6	大浦国際墓地			
7	坂本国際墓地			
8	市民活動センター	2	長崎市市民活動センター条例	市民生活部
9	男女共同参画推進センター	3	長崎市民会館条例	市民生活部
10	長崎ブリックホール	4	長崎ブリックホール条例	市民生活部
11	チトセピアホール	5	長崎市チトセピアホール条例	市民生活部
12	遠藤周作文学館	6	長崎市遠藤周作文学館条例	市民生活部
13	市民総合プール	7	長崎市民水泳プール条例	市民生活部
14	市民神の島プール			
15	市民神の島プール浴場			
16	網場プール			
17	小ヶ倉プール			
18	アーチェリー場	8	長崎市民アーチェリー場条例	市民生活部
19	深堀体育館	9	長崎市体育館条例	市民生活部
20	諏訪体育館			
21	三和体育館			
22	琴海南部体育館			
23	三重体育館			
24	もみじ谷葬斎場	10	長崎かもみじ谷葬斎場条例	市民生活部

# 1 使用料・手数料関連条例【総務委員会所管分】

## (1) 使用料：74施設（21条例）

施設		条例		所管部局
25-55	ふれあいセンター（31か所）	11	長崎市ふれあいセンター条例	中央総合事務所
				東総合事務所
				南総合事務所
				北総合事務所
56	銭座地区コミュニティセンター	12	長崎市銭座地区コミュニティセンター条例	中央総合事務所
57	古賀地区市民センター	13	長崎市市民センター条例	東総合事務所
58	南部市民センター			南総合事務所
59	三重地区市民センター			北総合事務所
60	琴海南部しらさぎ会館			
61	琴海さざなみ会館			
62	高島ふれあいセンター	14	長崎市離島振興センター条例	南総合事務所
63	伊王島開発総合センター			北総合事務所
64	池島開発総合センター			
65	野母崎農村活性化センター	15	長崎市農業活性化センター条例	南総合事務所
66	琴海北部研修センター			北総合事務所
67	琴海活性化センター			
68	健康づくりセンター	16	長崎市健康づくりセンター条例	南総合事務所
69	長崎のもぞき恐竜パーク体育館	17	長崎のもぞき恐竜パーク条例	南総合事務所
70	高島浴場	18	長崎市公衆浴場条例	南総合事務所
71	池島港浴場			北総合事務所
72	池島中央会館	19	長崎市池島中央会館条例	北総合事務所
73	外海ふるさと交流センター	20	長崎市外海ふるさと交流センター条例	北総合事務所
74	黒崎海岸有料シャワー施設	21	長崎市黒崎海岸有料シャワー施設条例	北総合事務所

## (2) 手数料：1 条例

施設		条例	所管部局
1	長崎市手数料条例		財務部

## 2 使用料の基本的な考え方

### (1) 算定方法

使用料は、施設の維持管理に係る「原価（コスト）」と「受益者負担率」に基づき算定する。

#### ■入館施設（個人単位で使用する施設）

#### 1人あたりの原価（コスト）

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担率}$$

#### ■貸館施設（貸出スペースごとで使用する施設）

#### 1室1時間あたりの原価（コスト）

$$\text{1室1時間あたりの使用料} = \frac{\text{施設全体のコスト}}{\text{施設全体の貸出可能面積} \times \text{年間開館時間} \times \text{実稼働率}} \times \text{室面積} \times \text{受益者負担率}$$

### (2) 原価（コスト）

使用料算定における原価（コスト）は施設運営コスト及び施設整備等コストとする。

ア 施設運営コスト	人件費、各種委託料、備品購入等の物件費など施設の運営に必要な直接コスト
イ 施設整備等コスト	施設設備に係るコスト（国庫補助等を除いた額を減価償却のうえ算出）

## 2 使用料の基本的な考え方

### (3) 受益者負担率

使用料は施設の設置目的や提供サービスに配慮する必要があるため、受益者負担率を設定する。

	<b>受益者負担率：50%</b> 港湾施設（切符売場）	<b>受益者負担率：75%</b>	<b>受益者負担率：100%～</b> 文化財、観光施設、公園施設（ロードカー） ホール型施設（交流拠点施設） 市営宿泊施設、市有墓地、商業振興施設、 農林業振興施設、市営駐車場、レクリエーション施設 港湾施設（売店等） 健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）
	<b>受益者負担率：25%</b> 火葬場	<b>受益者負担率：50%</b> スポーツ施設、公園施設（スポーツ施設） 博物館、こども遊戯施設 ホール型施設、公園施設（屋外ステージ）	<b>受益者負担率：75%</b>
	<b>受益者負担率：0%</b> 街区公園、公園施設（通常公園部分）	<b>受益者負担率：25%</b> 市民活動施設、コミュニティ活動施設 自主学习・研修施設 その他の会議室	<b>受益者負担率：50%</b> 健康増進・入浴施設（公衆浴場）
	高い ←	市民生活上の必要性	→ 低い

### 3 手数料の基本的な考え方

#### (1) 算定方法

手数料は、役務を提供するための「原価（コスト）」に基づき算定する。

$$\text{手数料} = \text{原価（コスト）}$$

※料金の上り幅が大きい施設は、激変緩和措置を設ける（現行料金を基準に1.1～2倍を上限に設定）

---

## **2** 使用料

---

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額			
									金 額	理 由					
1 マトリクスに基づいて料金を設定するもの															
(1) 受益者負担率100%（民間のサービス提供度：高、市民生活の必要性：低）															
健康増進・入浴施設（公衆浴場以外）	健康づくりセンター（浴場）	一般	310	114,741,823	72,580	1,581	1,581	460	460		460	150			
		こども	150						300	230	一般の半額	230	80		
		一般（回数券）	3,100						4,030	4,600	10回分の料金で11回使用可能	4,600	1,500		
		こども（回数券）	1,500						2,100	2,300	10回分の料金で11回使用可能	2,300	800		
	健康づくりセンター（健康増進室）	一般	200	114,741,823	72,580	1,581	1,581	400	400		400	200			
		こども	-						0	200	一般の半額【新規】	200	200		
		一般（回数券）	2,000						2,800	4,000	10回分の料金で11回使用可能	4,000	2,000		
		こども（回数券）	-						0	2,000	10回分の料金で11回使用可能【新規】	2,000	2,000		
	健康づくりセンター（浴場+健康増進室）	一般	410	114,741,823	-	-	-	610	610	610	両方購入した場合の8割	610	200		
		こども	-						0	300	一般の半額【新規】	300	300		
		一般（回数券）	4,100						5,330	6,100	10回分の料金で11回使用可能	6,100	2,000		
		こども（回数券）	-						0	3,000	10回分の料金で11回使用可能【新規】	3,000	3,000		
	健康づくりセンター	研修室	1,200	114,741,823	-	-	6,093,295	6,093,295	1,680	1,680		1,680	480		
		調理実習室	1,100							4,403,829	4,403,829	1,540	1,540	1,540	440
		多目的室	760							4,947,155	4,947,155	1,060	1,060	1,060	300

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
墓地等	浦上墓地	1㎡あたりの金額	48,000	2,637,580	-	0	301	57,600	72,480	前回改正時の各市有墓地の永代使用権価格に地価変動率を乗じて得た額を平均した額 (円/㎡)	72,480	24,480
	昭和墓地	1㎡あたりの金額	60,000	1,069,200	-	0	122	72,000	72,480		72,480	12,480
	住吉墓地	1㎡あたりの金額	60,000	583,550	-	0	67	72,000	72,480		72,480	12,480
	家野墓地	1㎡あたりの金額	60,000	2,349,600	-	0	268	72,000	72,480		72,480	12,480
	香焼中央墓地	1㎡あたりの金額	83,333	382,761	-	0	44	100,000	72,480		72,480	-10,853
	大浦国際墓地	1㎡あたりの金額	70,000	2,244,121	-	0	256	84,000	72,480		72,480	2,480
	坂本国際墓地	1㎡あたりの金額	70,000	2,149,491	-	0	245	84,000	72,480		72,480	2,480

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
市営宿泊施設	外海ふるさと交流 センター (宿泊施設)【日 額】	客室1 (一般)	4,400	31,304,977		20,848	20,848	5,720	5,720		5,720	1,320
		客室2 (一般)	4,400			20,970	20,970	5,720	5,720		5,720	1,320
		客室3 (一般)	4,400			19,385	19,385	5,720	5,720		5,720	1,320
		客室4 (一般)	4,400			19,385	19,385	5,720	5,720		5,720	1,320
		客室5 (一般)	4,400			15,015	15,015	5,720	5,720		5,720	1,320
		客室6 (一般)	4,400			21,317	21,317	5,720	5,720		5,720	1,320
		客室7 (一般)	4,400			11,714	11,714	5,720	5,720		5,720	1,320
		客室8 (一般)	4,400			11,714	11,714	5,720	5,720		5,720	1,320
		客室9 (一般)	4,400			18,954	18,954	5,720	5,720		5,720	1,320
		客室10 (一般)	4,400			18,841	18,841	5,720	5,720		5,720	1,320
		客室 (小学校の児童)	3,300	-	-	4,290	4,290	5,720円×3,300/4,400 (客室 【一般】算定額×現行額比 率)	4,290	990		
		客室 (幼児)	1,644	-	-	2,300	2,130	5,720円×1,644/4,400 (客室 【一般】算定額×現行額比 率)	2,130	486		
		客室 (休憩、一般、3時 間まで)	880	-	-	1,230	1,140	5,720円×880/4,400 (客室 【一般】算定額×現行額比 率)	1,140	260		
		客室 (休憩、一般、3時 間を超え6時間まで)	1,100	-	-	1,540	1,430	5,720円×1,100/4,400 (客室 【一般】算定額×現行額比 率)	1,430	330		
		客室 (休憩、小学校の 児童、3時間まで)	660	-	-	920	850	4,290円×660/3,300 (客室 【小学校の児童】算定額×現 行額比率)	850	190		
		客室 (休憩、小学校の 児童、3時間を超え6時 間まで)	770	-	-	1,070	1,000	4,290円×770/3,300 (客室 【小学校の児童】算定額×現 行額比率)	1,000	230		

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
市営宿泊施設	外海ふるさと交流 センター (会議室)	会議室1	1,897	17,043,539	-	129,558	129,558	2,650	2,650		2,650	753
		会議室2	724			35,225	35,225	1,010	1,010		1,010	286
	外海ふるさと交流 センター(切符売 場)【月額】	切符売場	10,476		-	71,864	71,864	12,570	12,570		12,570	2,094
	池島中央会館 (宿泊室)【日 額】	301(一般)	3,446		-	7,762	7,762	4,470	4,470		4,470	1,024
		302(一般)	3,446		-	4,724	4,724	4,470	4,470		4,470	1,024
		303(一般)	3,446		-	4,724	4,724	4,470	4,470		4,470	1,024
		305(一般)	3,446		-	4,724	4,724	4,470	4,470		4,470	1,024
		306(一般)	3,446		-	4,724	4,724	4,470	4,470		4,470	1,024
		307(一般)	3,446		-	4,724	4,724	4,470	4,470		4,470	1,024
		308(一般)	3,446		-	4,724	4,724	4,470	4,470		4,470	1,024
		中学校の生徒	2,797		-	-	-	3,630	3,620	4,470円×2,797/3,446(【一 般】算定額×現行額比率)	3,620	823
	小学校の児童	2,158	-		-	-	2,800	2,790	4,470円×2,158/3,446(【一 般】算定額×現行額比率)	2,790	632	

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
市営宿泊施設	池島中央会館 (会議室)	会議室1	1,508		-	635,499	635,499	2,110	2,110		2,110	602
		会議室2	725		-	226,964	226,964	1,010	1,010		1,010	285
		会議室3	408		-	88,264	88,264	610	610		610	202
		会議室4	247		-	45,393	45,393	490	490		490	243
		控室1	247		-	32,784	32,784	490	490		490	243
		控室2	247		-	35,305	35,305	490	490		490	243
		控室3	247		-	40,349	40,349	490	490		490	243
		研修室	655		-	138,700	138,700	910	910		910	255
		調理室	408		-	108,438	108,438	610	610		610	202
レクリエー ション施設	黒崎海岸有料シャ ワー施設	一般	100	344,013	63	5,461	5,461	200	200		200	100

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
(2) 受益者負担率50%（民間のサービス提供度：中、市民生活の必要性：中）												
博物館等	遠藤周作文学館	一般	360	46,984,691	25,500	1,843	921	540	540		540	180
		こども	200							400	270	一般の半額
【体育館】 スポーツ施設	諏訪体育館	柔道場	419	13,427,531	-	2,522	1,261	620	620		620	201
		剣道場	419						620		620	201
		相撲場	209						410		410	201
		ボクシング場	209						410		410	201
		弓道場	209						410		410	201
【体育館】 公園施設（ス ポーツ施設）	長崎のもぎき恐竜 パーク体育館 （トレーニング 室）	一般（当日券）	1,204	870,618	140	6,219	3,109	1,680	1,680		1,680	476
【プール】 スポーツ施設	市民総合プール	一般	470	317,756,743	144,000	2,207	1,103	700	700		700	230
		一般（超過）	150					300	300		300	150
		こども	310					460	350	一般の半分	350	40
		こども（超過）	100					200	150	一般の半分	150	50
		回数券（一般）	4,700					6,110	7,000	10回分の料金で11回使用可能	7,000	2,300
		回数券（こども）	3,100					4,030	3,500	10回分の料金で11回使用可能	3,500	400

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
【プール】 スポーツ施設	市民総合プール	【全面利用】50mプール（平日AM（9～13時））	8,905	317,756,743	-	86,155	43,078	11,570	11,570		11,570	2,665
		【全面利用】50mプール（平日PM（13～17時））	17,810			172,310	86,155	21,370	23,140	AMの2倍	23,140	5,330
		【全面利用】50mプール（平日超過）	10,685			86,155	43,078	12,820	12,820		12,820	2,135
		【全面利用】50mプール（土日祝AM（9～13時））	11,000			106,832	53,416	13,200	14,350	平日の1.24倍	14,350	3,350
		【全面利用】50mプール（土日祝PM（13～17時））	22,000			213,665	106,832	26,400	28,700	平日の1.24倍	28,700	6,700
		【全面利用】50mプール（土日祝超過）	13,200			106,832	53,416	15,840	15,900	平日の1.24倍	15,900	2,700
		【全面利用】25mプール（平日AM（9～13時））	4,452			32,455	16,228	5,780	5,780		5,780	1,328
		【全面利用】25mプール（平日PM（13～17時））	8,905			64,910	32,455	11,570	11,560	AMの2倍	11,560	2,655
		【全面利用】25mプール（平日超過）	5,342			32,455	16,228	6,940	6,940		6,940	1,598
		【全面利用】25mプール（土日祝AM（9～13時））	5,762			41,867	20,934	7,490	7,460	平日の1.29倍	7,460	1,698
		【全面利用】25mプール（土日祝PM（13～17時））	11,524			83,734	41,867	13,820	14,920	平日の1.29倍	14,920	3,396
		【全面利用】25mプール（土日祝超過）	6,914			41,867	20,934	8,980	8,960	平日の1.29倍	8,960	2,046
【全面利用】50m&25mプール（平日AM（9～13時））	13,357	118,610	59,305	16,020	17,350	50m+25mの額	17,350	3,993				

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額	
									金 額	理 由			
【プール】 スポーツ施設	市民総合プール	【全面利用】50m&25m プール（平日PM（13～ 17時））	26,714			237,220	118,610	32,050	34,700	50m+25mの額	34,700	7,986	
		【全面利用】50m&25m プール（平日超過）	16,208			118,610	59,305	19,440	19,760	50m+25mの額	19,760	3,552	
		【全面利用】50m&25m プール（土日祝AM（9 ～13時））	16,762			148,699	74,350	20,110	21,810	50m+25mの額	21,810	5,048	
		【全面利用】50m&25m プール（土日祝PM（13 ～17時））	33,524			297,399	148,699	40,220	43,620	50m+25mの額	43,620	10,096	
		【全面利用】50m&25m プール（土日祝超過）	20,114			148,699	74,350	24,130	24,860	50m+25mの額	24,860	4,746	
		【コース利用】50m プール（平日）	2,304			10,769	5,385	2,990	2,990			2,990	686
		【コース利用】50m プール（土日祝）	2,828			13,246	6,623	3,670	3,680	平日の1.23倍（現行料金と同じ倍率）		3,680	852
		【コース利用】25m プール（平日）	1,361			4,636	2,318	1,900	1,900			1,900	539
		【コース利用】25m プール（土日祝）	1,676			5,703	2,851	2,340	2,340	平日の1.23倍（現行料金と同じ倍率）		2,340	664

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額		
									金 額	理 由				
【プール】 スポーツ施設	市民神の島プール	一般	380	93,604,263	44,837		1,044	570	570		570	190		
		一般(超過)	120						240		240	120		
		こども	250						500	290	一般の半分	290	40	
		こども(超過)	80						160	120	一般の半分	120	40	
		回数券(一般)	3,800						4,940	5,700	10回分の料金で11回使用可能	5,700	1,900	
		回数券(こども)	2,500						3,250	2,900	10回分の料金で11回使用可能	2,900	400	
		【コース利用】25m プール	1,107						108,842,166	-	3,967	1,984	1,540	1,540
	【コース利用】25m プール(日曜日・休日)	1,384	4,959	2,480	1,930	1,930	546							
	和室	81	7,667	3,834	160	160	160	79						
	市民神の島プール (浴場)	一般	220	15,237,903	32,331		236	440	230		230	10		
		こども	110						220	120	一般の半分	120	10	
		回数券(一般)	2,200						2,860	2,300	10回分の料金で11回使用可能	2,300	100	
		回数券(こども)	1,100						1,540	1,200	10回分の料金で11回使用可能	1,200	100	
	網場プール	一般	230	9,236,322	6,210		744	460	460		460	230		
		こども	110						220	230	一般の半分	230	120	
		回数券(一般)	2,300						2,990	4,600	10回分の料金で11回使用可能	4,600	2,300	
		回数券(こども)	1,100						1,540	2,300	10回分の料金で11回使用可能	2,300	1,200	
	小ヶ倉プール	一般	70	6,246,491	2,694		1,159	140	140		140	70		
		こども	40						80	70	一般の半分	70	30	
回数券(一般)		700	980						1,400	10回分の料金で11回使用可能	1,400	700		
回数券(こども)		400	600						700	10回分の料金で11回使用可能	700	300		

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額	
									金 額	理 由			
【その他】 スポーツ施設	アーチェリー場	一般	104	3,149,251	2,993		526	200	200		200	96	
		こども	73						140	100	一般の半額	100	27
		回数券（一般）	1,040						1,450	2,000	10回分の料金で11回使用可能	2,000	960
		回数券（こども）	730						1,020	1,000	10回分の料金で11回使用可能	1,000	270
		専用使用料（平日）	3,771	3,149,251	-	97,425	48,712	4,900	4,900			4,900	1,129
		専用使用料（日曜または休日）	5,657							146,137	73,068	7,350	7,350
(3) 受益者負担率50%（民間のサービス提供度：低、市民生活の必要性：低）													
健康増進・入 浴施設 （公衆浴場）	高島浴場	一般	100	29,434,686	19,700		747	200	200		200	100	
		こども	50						100	100	一般の半額	100	50
		一般（回数券）	1,000						1,400	2,000	10回分の料金で11回使用可能	2,000	1,000
		こども（回数券）	500						750	1,000	10回分の料金で11回使用可能	1,000	500
(4) 受益者負担率25%（民間のサービス提供度：中、市民生活の必要性：高）													
火葬場	もみじ谷葬斎場	一般（市内）	6,000	271,346,990	7,757		8,745	7,800	7,800		7,800	1,800	
		小人（市内）	4,000						5,200	5,200	一般使用料の2/3（入炉から拾骨までの時間割合）	5,200	1,200
		その他（市内）	2,000						2,800	2,600	一般使用料の1/3（入炉から拾骨までの時間割合）	2,600	600
		一般（市外）	30,000						36,000	39,000	一般使用料の5倍	39,000	9,000
		小人（市外）	20,000						24,000	26,000	小人使用料の5倍	26,000	6,000
		その他（市外）	10,000						13,000	13,000	その他使用料の5倍	13,000	3,000
		一般（高島霊きゅう自動車）	7,260	254,833	3	84,944	21,236	9,430	9,430		9,430	2,170	

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
(5) 受益者負担率25%（民間のサービス提供度：低、市民生活上の必要性：中）												
市民活動施設	市民活動センター	事務室①【1月あたり】	10,371	7,909,041	-	53,744	13,436	12,440	12,440		12,440	2,069
		事務室②【1月あたり】	12,257			58,250	14,562	14,700	14,570		14,570	2,313
		事務室③【1月あたり】	13,200			71,768	17,942	15,840	15,840		15,840	2,640
		事務室④【1月あたり】	14,142			67,262	16,815	16,970	16,820		16,820	2,678
		事務室⑤【1月あたり】	15,085			73,176	18,294	18,100	18,100		18,100	3,015
		ロッカー（大）【1月あたり】	523			1,878	470	730	470		470	-53
		ロッカー（小）【1月あたり】	314			1,335	334	470	340		340	26
		会議室	208			1,095	274	410	280		280	72
		会議室（興行等）	312			2,191	548	460	560	料金を徴収する催しを行う場合は2倍の料金とする。	560	248
	男女共同参画推進センター	会議室1	525	36,516,786	-	4,394	1,098	730	730		730	205
		会議室2	245			1,904	476	490	480		480	235
		会議室3	444			3,661	915	660	660		660	216
		会議室4	315			2,490	622	470	470		470	155
		研修室1	1,004			8,421	2,105	1,400	1,400		1,400	396
研修室2		604	5,126			1,282	840	840		840	236	
和室		376	3,076			769	560	560		560	184	

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
2 施設の特性に応じて料金を設定するもの												
(1) 他都市の類似施設を参考に料金を設定するもの												
ア 受益者負担率50%												
ホール型施設	長崎ブリックホール	大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、9時～12時）	53,531	7,059,727,030	-	12,290,055	6,145,028	64,230	56,020	類似施設平均	56,020	2,489
		大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、13時～17時）	101,406			16,386,740	8,193,370	111,540	101,410		101,410	4
		大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、18時～22時）	115,340			16,386,740	8,193,370	126,870	115,340		115,340	0
		大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、9時～12時）	60,445			12,290,055	6,145,028	72,530	64,010		64,010	3,565
		大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、13時～17時）	116,701			16,386,740	8,193,370	128,370	116,710		116,710	9
		大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、18時～22時）	133,359			16,386,740	8,193,370	146,690	133,360		133,360	1
		大ホール（入場料3,142円以下、平日、9時～12時）	60,445			12,290,055	6,145,028	72,530	83,170		83,170	22,725
		大ホール（入場料3,142円以下、平日、13時～17時）	116,701			16,386,740	8,193,370	128,370	133,630		133,630	16,929

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
ホール型施設	長崎ブリックホール	大ホール（入場料等 3,142円以下、平日、18 時～22時）	133,359	7,059,727,030	-	16,386,740	8,193,370	146,690	155,260	類似施設平均	155,260	21,901
		大ホール（入場料3,142 円以下、土日祝、9時～ 12時）	68,721						95,410		26,689	
		大ホール（入場料3,142 円以下、土日祝、13時 ～17時）	135,035						154,090		19,055	
		大ホール（入場料3,142 円以下、土日祝、18時 ～22時）	155,044						178,830		23,786	
		大ホール（入場料3,142 円～5,238円、平日、9 時～12時）	70,921						90,490		19,569	
		大ホール（入場料3,142 円～5,238円、平日、13 時～17時）	139,540						144,700		5,160	
		大ホール（入場料等 3,142円～5,238円、平 日、18時～22時）	160,387						169,040		8,653	
		大ホール（入場料3,142 円～5,238円、土日祝、 9時～12時）	81,293						103,790		22,497	
		大ホール（入場料3,142 円～5,238円、土日祝、 13時～17時）	162,482						166,720		4,238	

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
ホール型施設	長崎ブリックホール	大ホール（入場料3,142円～5,238円、土日祝、18時～22時）	187,416	7,059,727,030	-	16,386,740	8,193,370	206,150	194,580	類似施設平均	194,580	7,164
		大ホール（入場料5,238円超、平日、9時～12時）	88,207						110,910	110,910	22,703	
		大ホール（入場料5,238円超、平日、13時～17時）	177,673						186,180	186,180	8,507	
		大ホール（入場料等5,238円超、平日、18時～22時）	205,540						219,670	219,670	14,130	
		大ホール（入場料5,238円超、土日祝、9時～12時）	102,035						128,330	128,330	26,295	
		大ホール（入場料5,238円超、土日祝、13時～17時）	208,263						216,310	216,310	8,047	
		大ホール（入場料5,238円超、土日祝、18時～22時）	241,578						255,290	255,290	13,712	
		国際会議場（入場料等を徴収しない場合、平日、9時～12時）	21,893						21,900	21,900	7	
		国際会議場（入場料等を徴収しない場合、平日、13時～17時）	29,122						29,130	29,130	8	

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額	
									金 額	理 由			
ホール型施設	長崎ブリックホール	国際会議場（入場料等を徴収しない場合、平日、18時～22時）	29,122	7,059,727,030	-	4,446,653	2,223,327	34,940	31,650	類似施設平均	31,650	2,528	
		国際会議場（入場料等を徴収しない場合、土日祝、9時～12時）	25,246						25,250				4
		国際会議場（入場料等を徴収しない場合、土日祝、13時～17時）	33,731						33,740				9
		国際会議場（入場料等を徴収しない場合、土日祝、18時～22時）	33,731						36,550				2,819
		国際会議場（入場料3,142円以下、平日、9時～12時）	25,246						25,250				4
		国際会議場（入場料3,142円以下、平日、13時～17時）	33,731						39,740				6,009
		国際会議場（入場料3,142円以下、平日、18時～22時）	33,731						46,360				12,629
		国際会議場（入場料3,142円以下、土日祝、9時～12時）	29,436						29,440				4
		国際会議場（入場料3,142円以下、土日祝、13時～17時）	39,179						46,350				7,171

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目標利用者数	1人(室)等あたりのコスト	計算結果	激変緩和措置	個別事由による算定		最終結果	現行料金との差額						
									金額	理由								
ホール型施設	長崎ブリックホール	国際会議場（入場料3,142円以下、土日祝、18時～22時）	39,179	7,059,727,030	-	4,446,653	2,223,327	47,010	53,710	類似施設平均	53,710	14,531						
		国際会議場（入場料3,142円超、平日、9時～12時）	30,484										3,334,990	1,667,495	36,580	32,260	32,260	1,776
		国際会議場（入場料3,142円超、平日、13時～17時）	40,541										4,446,653	2,223,327	48,640	55,120	55,120	14,579
		国際会議場（入場料等3,142円超、平日、18時～22時）	40,541										4,446,653	2,223,327	48,640	65,140	65,140	24,599
		国際会議場（入場料3,142円超、土日祝、9時～12時）	35,513										3,334,990	1,667,495	42,610	37,460	37,460	1,947
		国際会議場（入場料3,142円超、土日祝、13時～17時）	47,455										4,446,653	2,223,327	56,940	64,600	64,600	17,145
		国際会議場（入場料3,142円超、土日祝、18時～22時）	47,455										4,446,653	2,223,327	56,940	76,000	76,000	28,545
		楽屋1（9～12時）	1,152										205,864	102,932	1,610	1,400	1,400	248
		楽屋1（13～17時）	1,571										274,485	137,242	2,190	1,850	1,850	279
		楽屋1（18～22時）	1,571										274,485	137,242	2,190	1,970	1,970	399
		楽屋1（9～22時）	4,294										892,075	446,038	5,580	5,600	5,600	1,306
		楽屋2（9～12時）	1,257										233,312	116,656	1,750	1,400	1,400	143

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金額	理由		
ホール型施設	長崎ブリックホール	楽屋2 (13～17時)	1,676	7,059,727,030	-	311,083	155,541	2,340	1,850	類似施設平均	1,850	174
		楽屋2 (18～22時)	1,676			311,083	155,541	2,340	1,970		1,970	294
		楽屋2 (9～22時)	4,609			1,011,019	505,509	5,990	5,600		5,600	991
		楽屋3 (9～12時)	1,152			219,588	109,794	1,610	1,400		1,400	248
		楽屋3 (13～17時)	1,571			292,784	146,392	2,190	1,850		1,850	279
		楽屋3 (18～22時)	1,571			292,784	146,392	2,190	1,970		1,970	399
		楽屋3 (9～22時)	4,294			951,547	475,774	5,580	5,600		5,600	1,306
		楽屋4 (9～12時)	838			144,104	72,052	1,170	950		950	112
		楽屋4 (13～17時)	1,047			192,139	96,070	1,460	1,230		1,230	183
		楽屋4 (18～22時)	1,047			192,139	96,070	1,460	1,340		1,340	293
		楽屋4 (9～22時)	2,932			624,453	312,226	3,810	3,710		3,710	778
		楽屋5 (9～12時)	838			144,104	72,052	1,170	950		950	112
		楽屋5 (13～17時)	1,047			192,139	96,070	1,460	1,230		1,230	183
		楽屋5 (18～22時)	1,047			192,139	96,070	1,460	1,340		1,340	293
		楽屋5 (9～22時)	2,932			624,453	312,226	3,810	3,710		3,710	778
		楽屋6 (9～12時)	838			150,967	75,483	1,170	950		950	112
		楽屋6 (13～17時)	1,047			201,289	100,644	1,460	1,230		1,230	183
		楽屋6 (18～22時)	1,047			201,289	100,644	1,460	1,340		1,340	293
		楽屋6 (9～22時)	2,932			654,189	327,094	3,810	3,710		3,710	778
		楽屋7 (9～12時)	1,257			233,312	116,656	1,750	1,400		1,400	143

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
ホール型施設	長崎ブリックホール	楽屋7 (13～17時)	1,676	7,059,727,030	-	311,083	155,541	2,340	1,850	類似施設平均	1,850	174
		楽屋7 (18～22時)	1,676			311,083	155,541	2,340	1,970		1,970	294
		楽屋7 (9～22時)	4,609			1,011,019	505,509	5,990	5,600		5,600	991
		楽屋8 (9～12時)	1,152			212,726	106,363	1,610	1,400		1,400	248
		楽屋8 (13～17時)	1,571			283,634	141,817	2,190	1,850		1,850	279
		楽屋8 (18～22時)	1,571			283,634	141,817	2,190	1,970		1,970	399
		楽屋8 (9～22時)	4,294			921,811	460,906	5,580	5,600		5,600	1,306
		楽屋9 (9～12時)	1,676			295,071	147,536	2,340	1,680		1,680	4
		楽屋9 (13～17時)	2,200			393,428	196,714	2,860	2,200		2,200	0
		楽屋9 (18～22時)	2,200			393,428	196,714	2,860	2,200		2,200	0
		楽屋9 (9～22時)	6,076			1,278,642	639,321	7,890	6,080		6,080	4
		リハーサル室 (9～12時)	7,960			1,592,012	796,006	10,340	7,960		7,960	0
		リハーサル室 (13～17時)	10,578			2,122,682	1,061,341	12,690	10,580		10,580	2
		リハーサル室 (18～22時)	10,578			2,122,682	1,061,341	12,690	10,580		10,580	2
		リハーサル室 (9～22時)	30,372			6,898,717	3,449,358	36,440	30,380		30,380	8
		練習室1 (9～12時)	3,036			638,177	319,089	3,940	3,510		3,510	474
		練習室1 (13～17時)	4,083			850,903	425,451	5,300	4,890		4,890	807
		練習室1 (18～22時)	4,083			850,903	425,451	5,300	4,920		4,920	837
		練習室1 (9～22時)	11,620			2,765,434	1,382,717	13,940	14,920		14,920	3,300
		練習室2 (9～12時)	3,036			638,177	319,089	3,940	3,510		3,510	474

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金額	理由		
ホール型施設	長崎ブリックホール	練習室2 (13～17時)	4,083	7,059,727,030	-	850,903	425,451	5,300	4,890	類似施設平均	4,890	807
		練習室2 (18～22時)	4,083			850,903	425,451	5,300	4,920		4,920	837
		練習室2 (9～22時)	11,620			2,765,434	1,382,717	13,940	14,920		14,920	3,300
		練習室3 (9～12時)	1,883			391,141	195,570	2,630	2,580		2,580	697
		練習室3 (13～17時)	2,511			521,521	260,761	3,260	3,670		3,670	1,159
		練習室3 (18～22時)	2,511			521,521	260,761	3,260	3,630		3,630	1,119
		練習室3 (9～22時)	7,113			1,694,943	847,472	9,240	11,110		11,110	3,997
		特別室1 (9～12時)	6,912			452,900	226,450	8,980	6,920		6,920	8
		特別室1 (13～17時)	9,216			603,866	301,933	11,980	9,220		9,220	4
		特別室1 (18～22時)	9,216			603,866	301,933	11,980	9,220		9,220	4
		特別室1 (9～22時)	25,762			1,962,566	981,283	30,910	25,770		25,770	8
		特別室2 (9～12時)	3,454			226,450	113,225	4,490	3,460		3,460	6
		特別室2 (13～17時)	4,606			301,933	150,967	5,980	4,610		4,610	4
		特別室2 (18～22時)	4,606			301,933	150,967	5,980	4,610		4,610	4
		特別室2 (9～22時)	12,874			981,283	490,642	15,440	12,880		12,880	6
		特別室3 (9～12時)	3,454			226,450	113,225	4,490	3,460		3,460	6
		特別室3 (13～17時)	4,606			301,933	150,967	5,980	4,610		4,610	4
		特別室3 (18～22時)	4,606			301,933	150,967	5,980	4,610		4,610	4
		特別室3 (9～22時)	12,874			981,283	490,642	15,440	12,880		12,880	6
		会議室1 (9～12時)	3,454			377,417	188,708	4,490	3,460		3,460	6

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
ホール型施設	長崎ブリックホール	会議室1 (13～17時)	4,606	7,059,727,030	-	503,222	251,611	5,980	4,610	類似施設平均	4,610	4
		会議室1 (18～22時)	4,606			503,222	251,611	5,980	4,610		4,610	4
		会議室1 (9～22時)	12,874			1,635,472	817,736	15,440	12,880		12,880	6
		会議室2 (9～12時)	3,454			370,554	185,277	4,490	3,460		3,460	6
		会議室2 (13～17時)	4,606			494,073	247,036	5,980	4,610		4,610	4
		会議室2 (18～22時)	4,606			494,073	247,036	5,980	4,610		4,610	4
		会議室2 (9～22時)	12,874			1,605,736	802,868	15,440	12,880		12,880	6
		会議室3 (9～12時)	3,454			370,554	185,277	4,490	3,460		3,460	6
		会議室3 (13～17時)	4,606			494,073	247,036	5,980	4,610		4,610	4
		会議室3 (18～22時)	4,606			494,073	247,036	5,980	4,610		4,610	4
		会議室3 (9～22時)	12,874			1,605,736	802,868	15,440	12,880		12,880	6
		会議室4 (9～12時)	3,454			370,554	185,277	4,490	3,460		3,460	6
		会議室4 (13～17時)	4,606			494,073	247,036	5,980	4,610		4,610	4
		会議室4 (18～22時)	4,606			494,073	247,036	5,980	4,610		4,610	4
		会議室4 (9～22時)	12,874			1,605,736	802,868	15,440	12,880		12,880	6
		会議室5 (9～12時)	3,454			384,279	192,139	4,490	3,460		3,460	6
		会議室5 (13～17時)	4,606			512,372	256,186	5,980	4,610		4,610	4
		会議室5 (18～22時)	4,606			512,372	256,186	5,980	4,610		4,610	4
		会議室5 (9～22時)	12,874			1,665,208	832,604	15,440	12,880		12,880	6
		和室1 (9～12時)	2,616			349,968	174,984	3,400	2,800		2,800	184

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
ホール型施設	長崎ブリックホール	和室1 (13～17時)	3,558	7,059,727,030	-	466,624	233,312	4,620	3,670	類似施設平均	3,670	112
		和室1 (18～22時)	3,558			466,624	233,312	4,620	3,840		3,840	282
		和室1 (9～22時)	9,940			1,516,528	758,264	12,920	10,900		10,900	960
		和室2 (9～12時)	1,883			164,691	82,345	2,630	1,990		1,990	107
		和室2 (13～17時)	2,511			219,588	109,794	3,260	2,590		2,590	79
		和室2 (18～22時)	2,511			219,588	109,794	3,260	2,760		2,760	249
		和室2 (9～22時)	7,113			713,660	356,830	9,240	7,630		7,630	517
		茶室 (9～12時)	2,616			116,656	58,328	3,400	3,010		3,010	394
		茶室 (13～17時)	3,558			155,541	77,771	4,620	3,970		3,970	412
		茶室 (18～22時)	3,558			155,541	77,771	4,620	4,310		4,310	752
		茶室 (9～22時)	9,940			505,509	252,755	12,920	11,780		11,780	1,840

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額				
									金 額	理 由						
ホール型施設	長崎ブリックホール	【現減免2号特例】大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、9時～12時）	6,959	7,059,727,030	-	12,290,055	6,145,028	9,040	7,290	類似施設平均	7,290	331				
		【現減免2号特例】大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、13時～17時）	13,183								16,386,740	8,193,370	15,810	13,190	13,190	7
		【現減免2号特例】大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、18時～22時）	14,994								16,386,740	8,193,370	17,990	15,000	15,000	6
		【現減免2号特例】大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、9時～12時）	7,858								12,290,055	6,145,028	10,210	8,330	8,330	472
		【現減免2号特例】大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、13時～17時）	15,171								16,386,740	8,193,370	18,200	15,180	15,180	9
		【現減免2号特例】大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、18時～22時）	17,337								16,386,740	8,193,370	20,800	17,340	17,340	3
		【現減免2号特例】大ホール（入場料3,142円以下、平日、9時～12時）	6,649								12,290,055	6,145,028	8,640	9,150	9,150	2,501

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
ホール型施設	長崎ブリックホール	【現減免2号特例】大ホール（入場料3,142円以下、平日、13時～17時）	12,837	7,059,727,030	-	16,386,740	8,193,370	15,400	14,700	類似施設平均	14,700	1,863
		【現減免2号特例】大ホール（入場料等3,142円以下、平日、18時～22時）	14,669						17,080		17,080	2,411
		【現減免2号特例】大ホール（入場料3,142円以下、土日祝、9時～12時）	7,559						10,500		10,500	2,941
		【現減免2号特例】大ホール（入場料3,142円以下、土日祝、13時～17時）	14,854						16,950		16,950	2,096
		【現減免2号特例】大ホール（入場料3,142円以下、土日祝、18時～22時）	17,055						19,680		19,680	2,625
		【現減免2号特例】大ホール（入場料3,142円～5,238円、平日、9時～12時）	6,383						8,150		8,150	1,767
		【現減免2号特例】大ホール（入場料3,142円～5,238円、平日、13時～17時）	12,559						13,030		13,030	471

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額			
									金 額	理 由					
ホール型施設	長崎ブリックホール	【現減免2号特例】大ホール（入場料等3,142円～5,238円、平日、18時～22時）	14,435	7,059,727,030	-	16,386,740	8,193,370	17,320	15,220	類似施設平均	15,220	785			
		【現減免2号特例】大ホール（入場料3,142円～5,238円、土日祝、9時～12時）	7,316						12,290,055		6,145,028	9,510	9,350	9,350	2,034
		【現減免2号特例】大ホール（入場料3,142円～5,238円、土日祝、13時～17時）	14,623						16,386,740		8,193,370	17,540	15,010	15,010	387
		【現減免2号特例】大ホール（入場料3,142円～5,238円、土日祝、18時～22時）	16,867						16,386,740		8,193,370	20,240	17,520	17,520	653
		【現減免2号特例】大ホール（入場料5,238円超、平日、9時～12時）	6,174						12,290,055		6,145,028	8,020	7,770	7,770	1,596
		【現減免2号特例】大ホール（入場料5,238円超、平日、13時～17時）	12,437						16,386,740		8,193,370	14,920	13,040	13,040	603
		【現減免2号特例】大ホール（入場料等5,238円超、平日、18時～22時）	14,388						16,386,740		8,193,370	17,260	15,380	15,380	992

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額			
									金 額	理 由					
ホール型施設	長崎ブリックホール	【現減免2号特例】大ホール（入場料5,238円超、土日祝、9時～12時）	7,142	7,059,727,030	-	12,290,055	6,145,028	9,280	8,990	類似施設平均	8,990	1,848			
		【現減免2号特例】大ホール（入場料5,238円超、土日祝、13時～17時）	14,578						16,386,740		8,193,370	17,490	15,150	15,150	572
		【現減免2号特例】大ホール（入場料5,238円超、土日祝、18時～22時）	16,910						16,386,740		8,193,370	20,290	17,880	17,880	970
		【現減免3・4号特例】大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、9時～12時）	10,171						12,290,055		6,145,028	12,200	10,650	10,650	479
		【現減免3・4号特例】大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、13時～17時）	19,267						16,386,740		8,193,370	23,120	19,270	19,270	3
		【現減免3・4号特例】大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、18時～22時）	21,915						16,386,740		8,193,370	26,290	21,920	21,920	5
		【現減免3・4号特例】大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、9時～12時）	11,485						12,290,055		6,145,028	13,780	12,170	12,170	685

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
ホール型施設	長崎ブリックホール	【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、13時～17時）	22,173	7,059,727,030	-	16,386,740	8,193,370	26,600	22,180	類似施設平均	22,180	7
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料等を徴収しない場合、土日祝、18時～22時）	25,338						25,340		25,340	2
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料3,142円以下、平日、9時～12時）	9,671						13,310		13,310	3,639
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料3,142円以下、平日、13時～17時）	18,672						21,390		21,390	2,718
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料等3,142円以下、平日、18時～22時）	21,337						24,850		24,850	3,513
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料3,142円以下、土日祝、9時～12時）	10,995						15,270		15,270	4,275
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料3,142円以下、土日祝、13時～17時）	21,606						24,660		24,660	3,054

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
ホール型施設	長崎ブリックホール	【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料3,142円以下、土日祝、18時～22時）	24,807	7,059,727,030	-	16,386,740	8,193,370	29,760	28,620	類似施設平均	28,620	3,813
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料3,142円～5,238円、平日、9時～12時）	9,220						11,770		11,770	2,550
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料3,142円～5,238円、平日、13時～17時）	18,140						18,820		18,820	680
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料等3,142円～5,238円、平日、18時～22時）	20,850						21,980		21,980	1,130
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料3,142円～5,238円、土日祝、9時～12時）	10,568						13,500		13,500	2,932
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料3,142円～5,238円、土日祝、13時～17時）	21,123						21,680		21,680	557
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料3,142円～5,238円、土日祝、18時～22時）	24,364						25,300		25,300	936

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額						
									金 額	理 由								
ホール型施設	長崎ブリックホール	【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料5,238円超、平日、9時～12時）	8,821	7,059,727,030	-		6,145,028	11,460	11,100	類似施設平均	11,100	2,279						
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料5,238円超、平日、13時～17時）	17,767										16,386,740	8,193,370	21,320	18,620	18,620	853
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料等5,238円超、平日、18時～22時）	20,554										16,386,740	8,193,370	24,660	21,970	21,970	1,416
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料5,238円超、土日祝、9時～12時）	10,204										12,290,055	6,145,028	12,240	12,840	12,840	2,636
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料5,238円超、土日祝、13時～17時）	20,826										16,386,740	8,193,370	24,990	21,640	21,640	814
		【現減免3・4号特例】 大ホール（入場料5,238円超、土日祝、18時～22時）	24,158										16,386,740	8,193,370	28,980	25,530	25,530	1,372
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料等を徴収しない場合、平日、9時～12時）	20,342										12,290,055	6,145,028	24,410	21,290	21,290	948

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額						
									金 額	理 由								
ホール型施設	長崎ブリックホール	【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料等を 徴収しない場合、平日、 13時～17時）	38,534	7,059,727,030	-	16,386,740	8,193,370	46,240	38,540	類似施設平均	38,540	6						
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料等を 徴収しない場合、平日、 18時～22時）	43,829						43,830				1					
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料等を 徴収しない場合、土日 祝、9時～12時）	22,969						24,330					1,361				
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料等を 徴収しない場合、土日 祝、13時～17時）	44,346						44,350						4			
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料等を 徴収しない場合、土日 祝、18時～22時）	50,676						50,680							4		
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料3,142 円以下、平日、9時～12 時）	19,342						26,620								7,278	
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料3,142 円以下、平日、13時～ 17時）	37,344						42,770									5,426

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額												
									金 額	理 由														
ホール型施設	長崎ブリックホール	【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料等 3,142円以下、平日、18 時～22時）	42,675	7,059,727,030	-	16,386,740	8,193,370	51,200	49,690	類似施設平均	49,690	7,015												
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料3,142 円以下、土日祝、9時～ 12時）	21,991						30,540				30,540	8,549										
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料3,142 円以下、土日祝、13時 ～17時）	43,211						49,310						49,310	6,099								
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料3,142 円以下、土日祝、18時 ～22時）	49,614						57,230								57,230	7,616						
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料3,142 円～5,238円、平日、9 時～12時）	18,439						23,530										23,530	5,091				
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料3,142 円～5,238円、平日、13 時～17時）	36,280						37,630												37,630	1,350		
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料等 3,142円～5,238円、平 日、18時～22時）	41,701						43,960														43,960	2,259

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額						
									金 額	理 由								
ホール型施設	長崎ブリックホール	【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料3,142円～5,238円、土日祝、9時～12時）	21,136	7,059,727,030	-		6,145,028	25,360	26,990	類似施設平均	26,990	5,854						
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料3,142円～5,238円、土日祝、13時～17時）	42,245										16,386,740	8,193,370	50,690	43,350	43,350	1,105
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料3,142円～5,238円、土日祝、18時～22時）	48,728										16,386,740	8,193,370	58,470	50,600	50,600	1,872
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料5,238円超、平日、9時～12時）	17,641										12,290,055	6,145,028	21,160	22,190	22,190	4,549
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料5,238円超、平日、13時～17時）	35,535										16,386,740	8,193,370	42,640	37,240	37,240	1,705
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料等5,238円超、平日、18時～22時）	41,108										16,386,740	8,193,370	49,320	43,940	43,940	2,832
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料5,238円超、土日祝、9時～12時）	20,407										12,290,055	6,145,028	24,480	25,670	25,670	5,263

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
ホール型施設	長崎ブリックホール	【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料5,238 円超、土日祝、13時～ 17時）	41,653	7,059,727,030	-	16,386,740	8,193,370	49,980	43,270	類似施設平均	43,270	1,617
		【現減免5～7号特例】 大ホール（入場料5,238 円超、土日祝、18時～ 22時）	48,316						51,060		51,060	2,744
ホール型施設	チトセピアホール	入場料を徴収しない場 合、平日、9時から正 午まで	19,630	284,947,812	-	2,326,256	1,163,128	23,550	21,190	類似施設平均	21,190	1,560
		入場料を徴収しない場 合、平日、午後1時か ら午後5時まで	31,928						31,930		31,930	2
		入場料を徴収しない場 合、平日、午後6時か ら午後10時まで	36,244						36,250		36,250	6
		入場料を徴収しない場 合、土日祝、9時から 正午まで	21,788						24,640		24,640	2,852
		入場料を徴収しない場 合、土日祝、午後1時 から午後5時まで	36,244						36,250		36,250	6

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額	
									金 額	理 由			
ホール型施設	チトセピアホール	入場料を徴収しない場合、土日祝、午後6時から午後10時まで	41,640	284,947,812	-	3,101,674	1,550,837	49,960	41,640	類似施設平均	41,640	0	
		入場料3,142円以下、平日、9時から正午まで	23,946						31,590				7,644
		入場料3,142円以下、平日、午後1時から午後5時まで	40,561						45,950				5,389
		入場料3,142円以下、平日、午後6時から午後10時まで	47,035						51,110				4,075
		入場料3,142円以下、土日祝、9時から正午まで	27,183						36,830				9,647
		入場料3,142円以下、土日祝、午後1時から午後5時まで	47,035						53,700				6,665
		入場料3,142円以下、土日祝、午後6時から午後10時まで	54,588						60,820				6,232

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額						
									金 額	理 由								
ホール型施設	チトセピアホール	入場料3,142円以上、平日、9時から正午まで	28,262	284,947,812	-		1,163,128	33,910	36,080	類似施設平均	36,080	7,818						
		入場料3,142円以上、平日、午後1時から午後5時まで	49,193										3,101,674	1,550,837	59,030	53,020	53,020	3,827
		入場料3,142円以上、平日、午後6時から午後10時まで	57,825										3,101,674	1,550,837	69,390	59,070	59,070	1,245
		入場料3,142円以上、土日祝、9時から正午まで	32,578										2,326,256	1,163,128	39,090	42,100	42,100	9,522
		入場料3,142円以上、土日祝、午後1時から午後5時まで	57,825										3,101,674	1,550,837	69,390	62,090	62,090	4,265
		入場料3,142円以上、土日祝、午後6時から午後10時まで	68,616										3,101,674	1,550,837	82,330	71,190	71,190	2,574

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
(2) 同種施設であるため使用料を統一するもの												
ア 受益者負担率25%												
コミュニティ 活動施設	桜馬場地区ふれあいセンター	第1研修室	743	17,609,231	-	36,748	9,187	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	156			25,799	6,450	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			9,754	2,439	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			10,505	2,626	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	小江原地区ふれあいセンター	第1研修室	743	14,853,678	-	39,615	9,904	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	156			10,003	2,501	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			9,429	2,357	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			7,694	1,923	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	小島地区ふれあいセンター	第1研修室	743	18,728,356	-	46,149	11,537	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	156			11,449	2,862	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		軽スポーツ室	743			46,149	11,537	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		調理室	250			14,244	3,561	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	戸町地区ふれあいセンター	第1研修室	523	16,287,836	-	99,176	24,794	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第2研修室	313			40,125	10,031	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		調理室	250			28,769	7,192	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	仁田佐古地区ふれ あいセンター	第1研修室	523	18,293,692	-	205,362	51,340	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第2研修室	156						310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156						310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250						500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	淵地区ふれあいセ ンター	第1研修室	743	18,025,028	-	33,406	8,351	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	156						310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250						500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	緑が丘地区ふれあ いセンター	第1研修室	743	15,840,145	-	53,759	13,440	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第1研修室A	313						460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第1研修室B	313						460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第2研修室	156						310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156						310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250						500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	山里地区ふれあい センター	第1研修室	523	16,076,384	-	28,279	7,070	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第2研修室	156						310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	313						460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
調理室		250	500						同種施設料金統一（会議室等）	500	250	

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	浦上駅前ふれあい センター	第1研修室	523	20,268,588	-	51,252	12,813	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第2研修室	156			14,977	3,744	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			14,543	3,636	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			18,283	4,571	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	橘地区ふれあいセ ンター	第1研修室（A+B+ス テージ）	743	18,830,728	-	34,193	8,548	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第1研修室（A+ステー ジ）	523			21,449	5,362	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第1研修室（A）	313			15,105	3,776	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第1研修室（B）	313			12,744	3,186	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第2研修室	156			7,694	1,923	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			6,797	1,699	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			7,552	1,888	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	ダイヤモンドふれ あいセンター	第1研修室	743	16,269,183	-	50,408	12,602	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	156			9,315	2,329	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			7,073	1,768	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			9,738	2,434	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	横尾地区ふれあい センター	第1研修室	523	17,049,727	-	87,462	21,866	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第2研修室	156			24,042	6,010	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			18,092	4,523	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			24,514	6,128	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	滑石地区ふれあい センター	第1研修室A・B	523	40,105,313	-	35,564	8,891	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第1研修室A	313			17,782	4,446	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第1研修室B	313			17,782	4,446	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第2研修室	313			13,831	3,458	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第3研修室	156			6,252	1,563	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		ホール	2,356			97,980	24,495	3,060	3,060	同種施設料金統一（ホール等）	3,060	704
		ホール（一部）	1,172			59,143	14,786	1,640	1,640	同種施設料金統一（会議室等）	1,640	468
		調理室	387			19,049	4,762	580	580	同種施設料金統一（会議室等）	580	193
	三川地区ふれあい センター	第1研修室	523	17,591,799	-	37,923	9,481	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第2研修室	156			11,093	2,773	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			10,923	2,731	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第4研修室	156			7,873	1,968	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			10,731	2,683	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	西北・岩屋ふれあ いセンター	第1研修室	743	17,991,568	-	38,771	9,693	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	156			9,957	2,489	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			10,542	2,636	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			9,361	2,340	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	上長崎地区ふれあ いセンター	第1研修室	523	15,383,989	-	25,663	6,416	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第2研修室	156			5,795	1,449	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			8,703	2,176	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			8,719	2,180	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	日見地区ふれあ いセンター	第1研修室	523	13,509,279	-	15,196	3,799	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第2研修室	313			6,169	1,542	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第3研修室	523			15,614	3,904	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第4研修室	313			7,807	1,952	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第5研修室	313			6,181	1,545	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		調理室	387			6,181	1,545	580	580	同種施設料金統一（会議室等）	580	193
	茂木地区ふれあ いセンター	第1研修室	743	14,476,449	-	109,375	27,344	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	313			29,729	7,432	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
第3研修室		156	17,416			4,354	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154	
調理室		387	37,993			9,498	580	580	同種施設料金統一（会議室等）	580	193	

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	大浦地区ふれあい センター	第1研修室	156	12,325,688	-	5,750	1,437	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第2研修室	156			5,750	1,437	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	313			13,675	3,419	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
	小ヶ倉地区ふれあい センター	第1研修室	523	14,884,421	-	72,627	18,157	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第2研修室	156			17,638	4,409	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			12,969	3,242	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			18,157	4,539	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	土井首地区ふれあい センター	第1研修室	743	15,182,169	-	14,042	3,511	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	156			3,499	875	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			3,740	935	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	387			5,219	1,305	580	580	同種施設料金統一（会議室等）	580	193
	深堀地区ふれあい センター	第1研修室A	313	13,625,539	-	17,792	4,448	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第1研修室B	313			18,904	4,726	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第1研修室AB	523			36,697	9,174	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第1研修室舞台含	743			43,369	10,842	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	156			7,228	1,807	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			11,676	2,919	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	387			17,514	4,379	580	580	同種施設料金統一（会議室等）	580	193

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	木鉢地区ふれあい センター	第1研修室	743	13,014,915	-	199,942	49,985	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	156			31,324	7,831	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			63,315	15,829	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第4研修室	156			22,393	5,598	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			28,658	7,165	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	福田地区ふれあい センター	研修室	743	11,384,764	-	-	-	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		調理室	250			-	-	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	手熊地区ふれあい センター	第1・2研修室	313	11,217,407	-	242,150	60,538	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第1研修室	156			121,075	30,269	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第2研修室	156			121,075	30,269	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			51,772	12,943	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
	式見地区ふれあい センター	第1研修室	743	13,073,893	-	343,817	85,954	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	156			101,488	25,372	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			86,990	21,747	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第4研修室	156			74,563	18,641	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	387			130,485	32,621	580	580	同種施設料金統一（会議室等）	580	193
	野母崎樺島ふれあ いセンター	第1研修室	156	8,790,493	-	31,878	7,969	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第2研修室	156			29,549	7,387	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			37,250	9,313	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	脇岬地区ふれあい センター	第1研修室	743	10,955,429	-	339,406	84,851	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	313			95,763	23,941	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第3研修室	313			81,364	20,341	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第4研修室	156			66,330	16,582	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			66,717	16,679	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
	蚊焼地区ふれあい センター	研修室1	743	14,274,197	-	20,173	5,043	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		研修室2	156			3,278	820	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		研修室3	156			4,035	1,009	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		研修室4	156			2,900	725	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			5,043	1,261	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	晴海台地区ふれあ いセンター	第1研修室	743	13,740,521	-	15,949	3,987	1,040	1,040	同種施設料金統一（会議室等）	1,040	297
		第2研修室	313			7,835	1,959	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第3研修室	313			5,512	1,378	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第4研修室	313			5,801	1,450	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		調理室	387			5,316	1,329	580	580	同種施設料金統一（会議室等）	580	193
	出津地区ふれあい センター	第1研修室	156	13,067,171	-	41,466	10,367	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第2研修室	156			18,476	4,619	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			16,553	4,138	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		調理室	250			25,498	6,375	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250
		ホール	1,172			158,424	39,606	1,640	1,640	同種施設料金統一（ホール等）	1,640	468
	銭座地区コミュニ ティセンター	第1研修室A・B	523	15,400,022	-	20,400	5,100	730	730	同種施設料金統一（会議室等）	730	207
		第1研修室A	156			8,548	2,137	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第1研修室B	313			11,852	2,963	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		第2研修室	156			5,984	1,496	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第3研修室	156			8,467	2,117	310	310	同種施設料金統一（会議室等）	310	154
		第4研修室	313			17,012	4,253	460	460	同種施設料金統一（会議室等）	460	147
		調理室	250			4,930	1,232	500	500	同種施設料金統一（会議室等）	500	250

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	古賀地区市民センター	研修室1	481	18,046,120	-	2,998	749	720	720		720	239
		研修室2	177			1,069	267	350	270		270	93
		研修室3	292			2,138	535	430	430		430	138
		研修室4	292			2,138	535	430	430		430	138
		研修室5	167			1,069	267	330	270		270	103
		研修室6	167			1,069	267	330	270		270	103
		研修室7	292			2,138	535	430	430		430	138
		多目的室	450			2,908	727	670	670		670	220
		体育館(全面)	639			15,551	3,888	890	890		890	251
		体育館(半面)	314			7,776	1,944	470	450	全面の1/2の額	450	136
		体育館(1/4面)	157			3,888	972	310	230	全面の1/4の額	230	73
	三重地区市民センター	研修室1	649	46,388,585	-	4,151	1,038	900	900		900	251
		研修室2	408			2,651	663	610	610		610	202
		和室	544			3,551	888	760	760		760	216
		多目的室	4,357			30,211	7,553	5,660	5,660		5,660	1,303
		調理室	607			4,502	1,125	840	840		840	233
		①ステージ及び控室以外の部分(全面)	3,980			24,659	6,165	5,170	5,170		5,170	1,190
		②ステージ及び控室以外の部分(半面)	3,163			12,304	3,076	4,110	2,590	全面の1/2	2,590	-573
		③ステージ及び控室以外の部分(1/4面)	2,754			6,152	1,538	3,580	1,300	全面の1/4	1,300	-1,454
		④ステージ及び控室	2,723			5,552	1,388	3,530	490	多目的ホール-全面	490	-2,233

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	南部市民センター	多目的ホール	3,864	35,855,124	-	28,697	7,174	5,020	5,020		5,020	1,156
		研修室 1	261			2,390	598	390	390		390	129
		研修室 2	282			3,370	842	420	420		420	138
		研修室 3	292			3,190	797	430	430		430	138
		①ステージ及び控室以 外の部分（全面）	3,456			23,669	5,917	4,490	4,490		4,490	1,034
		②ステージ及び控室以 外の部分（半面）	2,639			11,835	2,959	3,430	2,250	全面の1/2	2,250	-389
		③ステージ及び控室以 外の部分（1/4面）	2,230			5,898	1,474	2,890	1,130	全面の1/4	1,130	-1,100
		④ステージ及び控室	2,230			5,028	1,257	2,890	530	多目的ホール - 全面	530	-1,700
	琴海南部しらさぎ 会館	研修室1	480	15,117,656	-	2,055	514	720	520		520	40
		研修室2	480			5,709	1,427	720	720		720	240
		研修室 3	480			2,055	514	720	520		520	40
		研修室4	480			2,569	642	720	650		650	170
		多目的室1	596			11,703	2,926	830	830		830	234
		多目的室2	480			9,020	2,255	720	720		720	240
		工芸室	480			7,707	1,927	720	720		720	240

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	琴海さざなみ会館	研修室1	480	9,460,906	-	12,420	3,105	720	720		720	240
		研修室2	480			12,420	3,105	720	720		720	240
		集会室1	480			28,984	7,246	720	720		720	240
		集会室2	480			28,984	7,246	720	720		720	240
		調理室	431			12,420	3,105	640	640		640	209
	高島ふれあいセン ター	多目的ホール	5,500	10,771,203	-	890,018	222,504	7,150	7,150	同種施設料金統一（ホール等）	7,150	1,650
		講座室	376			92,228	23,057	560	560	同種施設料金統一（会議室等）	560	184
		視聴覚室	376			75,699	18,925	560	560	同種施設料金統一（会議室等）	560	184
	伊王島開発総合セ ンター	会議室 1	1,169	12,677,852	-	26,483	6,621	1,630	2,250	同種施設料金統一（会議室等）	2,250	1,081
		会議室 2	233			5,641	1,410	460	960	同種施設料金統一（会議室等）	960	727
		研修室 1	233			5,850	1,463	460	960	同種施設料金統一（会議室等）	960	727
		研修室 2	233			3,239	810	460	560	同種施設料金統一（会議室等）	560	327
		調理実習室	464			5,850	1,463	690	960	同種施設料金統一（会議室等）	960	496
		和室	233			5,850	1,463	460	960	同種施設料金統一（会議室等）	960	727
	池島開発総合セン ター	会議室1	1,613	9,912,674	-	37,184	9,296	2,250	2,250	同種施設料金統一（会議室等）	2,250	637
		会議室2	690			12,272	3,068	960	960	同種施設料金統一（会議室等）	960	270
		会議室3	282			5,861	1,465	420	560	同種施設料金統一（会議室等）	560	278
		研修室	443			9,708	2,427	660	960	同種施設料金統一（会議室等）	960	517
		和室	282			4,946	1,236	420	560	同種施設料金統一（会議室等）	560	278
		調理実習室	282			5,495	1,374	420	420	同種施設料金統一（会議室等）	420	138

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
コミュニティ 活動施設	野母崎農村活性化 センター	会議室	440	2,446,831	-	82,482	20,621	660	660		660	220
		和室	208			27,082	6,771	410	410		410	202
		調理実習室	428			29,172	7,293	640	640		640	212
	琴海北部研修セン ター	体育館	691	7,067,081	-	55,723	13,931	960	960		960	269
		研修室1	411			3,792	948	610	610		610	199
		研修室2	411			4,334	1,083	610	610		610	199
		和室1	411			2,786	697	610	610		610	199
		和室2	411			2,786	697	610	610		610	199
		調理実習室	177			4,953	1,238	350	350		350	173
	琴海活性化セン ター	ふれあいルーム	411	5,895,002	-	7,989	1,997	610	610		610	199
		多目的ホール	411			7,101	1,775	610	610		610	199
		会議室	411			7,101	1,775	610	610		610	199
		和室	296			3,550	888	440	440		440	144
		調理実習室	397			5,326	1,331	590	590		590	193

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額
									金 額	理 由		
イ 受益者負担率50%												
【体育館】 スポーツ施設	深堀体育館	卓球	157	9,477,877	-	4,001	2,001	310	310	同種施設料金統一（体育館）	310	153
		バドミントン	256			5,093	2,547	380	380	同種施設料金統一（体育館）	380	124
		バレーボール	644			14,699	7,349	900	900	同種施設料金統一（体育館）	900	256
		その他	644			16,904	8,452	900	900	同種施設単価統一（体育館）	900	256
		アマチュアスポーツ以外利用	1,288			16,904	8,452	1,800	1,800	その他料金の倍額	1,800	512
	三和体育館	卓球	104	12,560,186	-	1,848	924	200	310	同種施設料金統一（体育館）	310	206
		バドミントン	104			2,352	1,176	200	380	同種施設料金統一（体育館）	380	276
		バレーボール	157			6,787	3,394	310	900	同種施設料金統一（体育館）	900	743
		バスケットボール	220			11,086	5,543	440	900	同種施設料金統一（体育館）	900	680
		全館利用	1,100			11,086	5,543	1,540	1,540		1,540	440
		全館利用（土日利用）	1,320			11,086	5,543	1,840	1,840		1,840	520
		会議室	220			452	226	440	440		440	220
		会議室（土日利用）	261			452	226	390	390		390	129
	琴海南部体育館	体育館（1階）（全面）	1,424	34,977,383	-	9,783	4,892	1,990	1,990		1,990	566
		体育館（2階）	220			11,108	5,554	440	440		440	220
		会議室	261			1,353	677	390	390		390	129

## 再算定結果一覧（使用料）【総務委員会】

カテゴリー	施設名称	使用料項目	現行料金	総コスト	目 標 利用者数	1人(室)等 あたりのコスト	計算結果	激変緩和 措 置	個別事由による算定		最終結果	現行料金 との差額			
									金 額	理 由					
【体育館】 スポーツ施設	三重体育館	卓球	157	10,340,270	-	1,398	699	310	310	同種施設料金統一（体育館）	310	153			
		バドミントン	257						1,780	890	380	380	同種施設料金統一（体育館）	380	123
		バレーボール	644						5,137	2,569	900	900	同種施設料金統一（体育館）	900	256
		バスケットボール	644						9,767	4,883	900	900	同種施設料金統一（体育館）	900	256
		その他	644						8,676	4,338	900	900	同種施設単価統一（体育館）	900	256
		アマチュアスポーツ以 外利用	1,264						9,767	4,883	1,800	1,800	その他料金の倍額	1,800	536
		第1会議室	104						481	240	200	200		200	96
		第2会議室	104						348	174	200	200		200	96
		長崎のもぎき恐竜 パーク体育館	バドミントン						691	24,874,808	-	9,749	4,874	960	380
	バレーボール		691	28,135	14,068	960	900	同種施設料金統一（体育館）	900						209
	バスケットボール		1,037	47,517	23,758	1,450	900	同種施設料金統一（体育館）	900						-137
	卓球		157	7,659	3,829	310	310	同種施設料金統一（体育館）	310						153
	アリーナ全面		3,237	104,178	52,089	4,200	4,200	同種施設単価統一（体育館）	4,200						963
	ステージ	712	6,252	3,126	990	990	同種施設単価統一（体育館）	990	278						
(3) その他															
ア 受益者負担率50%															
健康増進・入 浴施設	池島港浴場	一般	100	17,674,733	10,381	1,703	851	200	160	池島島内の住宅は浴室設備がないものが多く、池島浴場は必須であることから、光熱水費と燃料費（3,302,303円）のみの負担を求める。	160	60			
		こども	50						100		80	80	30		
		回数券	1,000						1,400		1,600	10回分の料金で11回使用可	1,600	600	
		回数券（こども）	500						750		800	10回分の料金で11回使用可	800	300	
3 その他															
(1) 行為等使用料															
レクリエー ション施設	長崎のもぎき恐竜 パーク恐竜広場	行商、募金その他これらに 類するもの（1日あたり）	261	-	-	-	-	390	390	施設使用料を再算定した結 果、多くの施設で激変緩和措 置が適用されることから、行 為等使用料についても、各料 金に激変緩和措置の倍率を乗 じて得た額を見直し後の料金 とする。	390	129			
		業として行う写真又は映画 の撮影（1日）	104						200		200	200	96		
		業として行う写真又は映画 の撮影（1月）	1,613						2,250		2,250	2,250	637		
		興行（1㎡あたり1日）	18						36		36	36	18		
		広告物の掲出（広告表示面 積1㎡につき1日）	1,613						2,250		2,250	2,250	637		
		集会、展示会その他これら に類するもの（1㎡につき1日）	12						24		24	24	12		

---

## **3** 手数料

---

手数料の種類	区 分				現行額	①			④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費					
(1) 税その他の公課に関する証明手数料	窓口又は郵送で交付するもの				300円（1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに150円を加えた金額）	6	402	27	429	450	400円（1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに200円を加えた金額）	100	一律400円を改定後の額とする。
						6	402	13	415	450		100	一律400円を改定後の額とする。
	多機能端末機で交付するもの				200	0	0	274	274	400	200	0	政策判断で、コンビニ交付は200円とする。
(2) 営業・職業に関する証明手数料					300	6	402	22	424	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
(3) 本籍、居住に関する証明手数料					300						400	100	一律400円を改定後の額とする。 ※実績なし
(4) 身元、身分に関する証明手数料					300	8	536	55	591	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
(5) 資格、経歴に関する証明手数料					300						400	100	一律400円を改定後の額とする。 ※実績なし
(6) 字図の閲覧手数料 ※令和8年3月末で廃止													
(7) 土地、建物その他の物件に関する証明手数料又は写しの交付手数料					300円（1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに150円を加えた金額）	12	804	13	817	450	400円（1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに200円を加えた金額）	100	一律400円を改定後の額とする。
						36	2,412	0	2,412	450		100	一律400円を改定後の額とする。
(8) 非農地証明手数料					500	285	19,095	300	19,395	750	750	250	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(9) 危険物タンク 検査手数料	水張検査				6,000						6,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号 を準用のため、据置
	水圧検査	容量600リットル以下のもの			6,000						6,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号 を準用のため、据置
		容量600リットルを超えるもの			11,000						11,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号 を準用のため、据置
(10) 指定可燃物タンク 検査手数料	水張検査	容量1万リットル以下のもの			6,000						6,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号 を準用のため、据置
		容量1万リットルを超え100万リットル以下のもの			11,000						11,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号 を準用のため、据置
		容量100万リットルを超え200万リットル以下のもの			15,000						15,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号 を準用のため、据置
		容量200万リットルを超えるもの			1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額						1万5,000円に100万リットル又は100万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	0	長崎市手数料条例別表第2第10号 を準用のため、据置
	水圧検査	容量600リットル以下のもの			6,000						6,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号 を準用のため、据置
		容量600リットルを超え1万リットル以下のもの			11,000						11,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号 を準用のため、据置
		容量1万リットルを超え2万リットル以下のもの			15,000						15,000	0	長崎市手数料条例別表第2第10号 を準用のため、据置
		容量2万リットルを超えるもの			1万5,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額						1万5,000円に1万リットル又は1万リットルに満たない端数を増すごとに4,400円を加えた金額	0	長崎市手数料条例別表第2第10号 を準用のため、据置

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(11) 印鑑登録証の交付手数料					300	20	1,340	81	1,421	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
(12) 印鑑に関する証明手数料	窓口又は郵送で交付するもの				300	5	335	45	380	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
	多機能端末機で交付するもの				200	0	0	263	263	450	200	0	政策判断で、コンビニ交付は200円とする。
(13) 認可地縁団体の印鑑に関する証明手数料 (削除)					300	18	1,210	2	1,212	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
(15) 固定資産課税台帳記載事項に関する証明手数料					300円(1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに150円を加えた金額)	12	804	12	816	450	400円(1通をもつて2件以上の証明の請求があつたときは、1件を増すごとに200円を加えた金額)	100	一律400円を改定後の額とする。
(16) 住民基本台帳の閲覧手数料					300	2	134	34	168	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
(17) 住民票の写しの交付手数料	窓口又は郵送で交付するもの				300	8	536	45	581	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
	多機能端末機で交付するもの				200	0	0	263	263	450	200	0	政策判断で、コンビニ交付は200円とする。
(17)の2 除票の写しの交付手数料					300	8	536	45	581	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
(18) 住民票又は除票に記載をした事項に関する証明書の交付手数料					300	8	536	45	581	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
(19) 他市町村の住民票の写しの交付手数料					300	8	536	1,981	2,517	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(20) 戸籍の附票 の写しの交付手数料	窓口又は郵送で交 付するもの				300	8	536	55	591	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
	多機能端末機で交 付するもの				200	0	0	263	263	450	200	0	政策判断で、コンビニ交付は200円とする。
(20)の2 戸籍の附 票の除票の写しの 交付手数料					300	8	536	55	591	450	400	100	一律400円を改定後の額とする。
(21) 優良宅地造 成認定申請手数料	造成宅地の面積が 0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満 のとき				130,000	1,800	120,600	37,771	158,371	143,000	143,000	13,000	
	造成宅地の面積が 0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満 のとき				190,000	2,700	180,900	56,657	237,557	209,000	209,000	19,000	
	造成宅地の面積が 0.6ヘクタール以上1 ヘクタール未満の とき				260,000	3,600	241,200	75,543	316,743	286,000	286,000	26,000	
	造成宅地の面積が1 ヘクタール以上3ヘ クタール未満のと き				390,000	5,400	361,800	113,314	475,114	429,000	429,000	39,000	
	造成宅地の面積が3 ヘクタール以上6ヘ クタール未満のと き				510,000	7,080	474,360	148,567	622,927	561,000	561,000	51,000	
	造成宅地の面積が6 ヘクタール以上10 ヘクタール未満の とき				660,000	9,120	611,040	191,375	802,415	726,000	726,000	66,000	
	造成宅地の面積が 10ヘクタール以上				870,000	12,120	812,040	254,327	1,066,367	957,000	957,000	87,000	

手数料の種類	区 分	現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
			業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(22) 優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき	6,200	93	6,231	43	6,274	8,060	6,270	70	
	新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき	8,600	128	8,576	43	8,619	11,180	8,610	10	
	新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき	13,000	193	12,931	43	12,974	15,600	12,970	-30	
	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき	35,000	523	35,041	43	35,084	42,000	35,080	80	
	新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のとき	43,000	643	43,081	43	43,124	51,600	43,120	120	
	新築住宅の床面積の合計が5万平方メートルを超えるとき	58,000	868	58,156	43	58,199	69,600	58,190	190	
(23) 優良宅地造成認定申請手数料		86,000	1,200	80,400	25,181	105,581	103,200	103,200	17,200	

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(24) 優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき			6,200	93	6,231	43	6,274	8,060	6,270	70	
	新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき			8,600	128	8,576	43	8,619	11,180	8,610	10	
	新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき			13,000	193	12,931	43	12,974	15,600	12,970	-30	
	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のとき			35,000	523	35,041	43	35,084	42,000	35,080	80	
	新築住宅の床面積の合計が1万平方メートルを超えるとき			43,000	643	43,081	43	43,124	51,600	43,120	120	
(25) 住宅用家屋証明申請手数料				1,300	20	1,340	7	1,347	1,820	1,300	0	
(26) 飲食店営業許可申請手数料	下記以外の営業	新規		16,000	280	18,733	2,566	21,298	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新		12,000	197	13,206	2,566	15,771	14,400	12,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	自動車、仮設等による営業			7,200	94	6,265	2,566	8,830	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	臨時の営業			2,000	35	2,345	296	2,640	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(27) 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料					7,200	94	6,265	2,395	8,659	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(28) 食肉販売業許可申請手数料	新規				9,600	146	9,782	2,566	12,347	12,480	9,600	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				7,200	94	6,265	2,488	8,753	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(29) 魚介類販売業許可申請手数料	下記以外の営業	新規			9,600	146	9,782	2,566	12,347	12,480	9,600	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		更新			7,200	94	6,265	2,598	8,862	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	自動車による営業				7,200	94	6,265	2,598	8,862	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(30) 魚介類競り売り営業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(31) 集乳業許可申請手数料	新規				9,600	146	9,782	2,565	12,347	12,480	9,600	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				7,200	94	6,265	2,565	8,830	9,360	7,200	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(32) 乳処理業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(33) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(34) 食肉処理業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(35) 食品の放射線照射業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,566	21,005	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(36) 菓子製造業許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,566	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				10,500	165	11,055	2,566	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(37) アイスク リーム類製造業許 可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,565	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				10,500	165	11,055	2,565	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(38) 乳製品製造 業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(39) 清涼飲料水 製造業許可申請手 数料	新規				21,000	380	25,440	2,566	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(40) 食肉製品製 造業許可申請手 数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(41) 水産製品製 造業許可申請手 数料	新規				16,000	280	18,733	2,566	21,299	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				12,000	197	13,206	2,566	15,771	14,400	12,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(42) 冰雪製造業 許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(43) 液卵製造業 許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,565	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				10,500	165	11,055	2,565	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(44) 食用油脂製 造業許可申請手 数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(45) みそ又はし ょうゆ製造業許 可申請手数料	新規				16,000	280	18,733	2,565	21,298	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				12,000	197	13,206	2,566	15,771	14,400	12,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(46) 酒類製造業 許可申請手数料	新規				16,000	280	18,733	2,565	21,298	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				12,000	197	13,206	2,565	15,771	14,400	12,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(47) 豆腐製造業 許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,565	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				10,500	165	11,055	2,566	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(48) 納豆製造業 許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,565	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				10,500	165	11,055	2,565	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(49) 麺類製造業 許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,566	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				10,500	165	11,055	2,566	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(50) そうざい製 造業許可申請手 数料	新規				21,000	380	25,440	2,566	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,438	2,566	21,003	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(51) 複合型そう ざい製造業許可申 請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(52) 冷凍食品製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,566	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,566	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(53) 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,438	2,565	21,003	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(54) 漬物製造業許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,566	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				10,500	165	11,055	2,565	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(55) 密封包装食品製造業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,566	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(56) 食品の小分け業許可申請手数料	新規				14,000	237	15,879	2,566	18,444	16,800	14,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				10,500	165	11,055	2,565	13,620	12,600	10,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(57) 添加物製造 業許可申請手数料	新規				21,000	380	25,440	2,565	28,005	25,200	21,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	更新				15,800	275	18,439	2,565	21,004	18,960	15,800	0	
削除													
削除													
削除													
(61) 理容所又は 美容所の検査手数料					16,000	310	20,770	651	21,420	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(62) 埋火改葬に 関する証明手数料					300	12	804	5	809	450		100	
					300	45	3,015	22	3,037	450	400	100	
(63) 興行場営業 許可申請手数料	常設の営業				20,000	370	24,790	578	25,368	24,000	20,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	臨時又は仮設の営業				6,000	111	7,437	473	7,910	7,800	6,000	0	
(64) 旅館業許可 申請手数料					22,000	415	27,805	643	28,447	26,400	22,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(65) 旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料					7,400	130	8,710	608	9,318	9,620	7,400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(66) 浴場業許可申請手数料					22,000	410	27,470	607	28,077	26,400	22,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(67) 死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料					13,000	320	21,440	344	21,784	15,600	15,000	2,000	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※長崎県と同額まで改定。
(68) 化製場設置許可申請手数料					21,000	480	32,160	344	32,504	25,200	25,000	4,000	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※長崎県と同額まで改定。
(69) 動物の飼養又は収容の許可申請手数料					7,000	170	11,390	344	11,734	9,100	7,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(70) 病院開設許可手数料					41,000	712	47,704	428	48,132	49,200	41,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(71) 診療所開設許可手数料					18,000	322	21,574	230	21,804	21,600	18,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(72) 助産所開設許可手数料					11,000	189	12,663	207	12,870	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(73) 病院検査手数料	下記以外の場合				43,000	824	55,208	1,946	57,154	51,600	43,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合				22,000	419	28,073	58	28,131	26,400	22,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(74) 診療所検査手数料	下記以外の場合				22,000	386	25,862	1,931	27,793	26,400	22,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合				11,000	213	14,271	60	14,331	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(75) 助産所検査手数料	下記以外の場合				16,000	203	13,601	1,944	15,545	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	構造設備の軽微な変更等で申請者が自ら検査する場合				8,000	153	10,251	51	10,302	10,400	8,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(76) 死体保存許可手数料					3,400	51	3,417	200	3,617	4,420	3,400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(77) クリーニング所検査手数料					16,000	310	20,770	470	21,240	19,200	16,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金 との差額	備 考
(78) 犬の登録手数料					3,000	45	3,015	886	3,901	3,900	3,900	900	
(79) 狂犬病予防注射済票交付手数料					550	8	536	158	694	770	690	140	
(80) 犬の鑑札の再交付手数料					1,600	26	1,742	105	1,847	2,240	1,840	240	
(81) 狂犬病予防注射済票再交付手数料					340	7	469	53	522	510	510	170	
(82) 一般と畜場設置許可申請手数料					22,000	416	27,852	663	28,515	26,400	22,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(83) 簡易と畜場設置許可申請手数料					10,000	192	12,891	663	13,554	13,000	10,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(84) と畜検査手数料	普通と畜の場合	牛又は馬			500	11	717	0	717	750	500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		生後1年未満の牛又は馬			250	6	369	0	369	500	250	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		豚			250	6	369	0	369	500	250	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		山羊又はめん羊			150	3	228	0	228	300	150	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	勤務時間外又は切迫と畜の場合	牛又は馬			1,300	28	1,856	0	1,856	1,820	1,300	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		生後1年未満の牛又は馬			1,000	21	1,434	0	1,434	1,400	1,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		豚			650	14	938	0	938	910	650	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
		山羊又はめん羊			400	9	576	0	576	600	400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(85) 衛生検査所 登録申請手数料					80,000	1,290	86,430	3,960	90,390	96,000	80,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(86) 衛生検査所 登録証明書書換え 交付手数料					8,200	157	10,519	193	10,712	10,660	8,200	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(87) 衛生検査所 登録証明書再交付 手数料					8,200	157	10,519	200	10,719	10,660	8,200	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(88) 衛生検査所 登録変更申請手 数料					61,000	1,125	75,375	200	75,575	73,200	61,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(89) 薬局開設許 可申請手数料					29,000	603	40,428	340	40,768	34,800	29,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(90) 薬局開設許 可更新申請手 数料					11,000	220	14,740	457	15,197	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(91) 薬局製造販 売医薬品の製造 販売業許可申 請手数料					5,700	108	7,223	333	7,556	7,410	5,700	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(92) 薬局製造販 売医薬品の製造 販売業許可更 新申請手 数料					4,400	82	5,507	333	5,840	5,720	4,400	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(93) 薬局製造販 売医薬品の製造 業許可申請手 数料					11,000	221	14,774	333	15,107	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(94) 薬局製造販 売医薬品の製造 業許可更新申 請手数料					5,600	105	7,062	448	7,509	7,280	5,600	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(95) 薬局製造販 売医薬品の製造 販売承認申 請手数料					90	2	101	12	113	180	90	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(96) 薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項一部変更承認申請手数料					90	2	101	12	113	180	90	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(97) 医薬品販売業許可申請手数料					29,000	603	40,428	339	40,767	34,800	29,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(98) 医薬品販売業許可更新申請手数料					11,000	220	14,747	455	15,201	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(99) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可申請手数料					29,000	603	40,428	336	40,764	34,800	29,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(100) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可更新申請手数料					11,000	220	14,753	450	15,202	13,200	11,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(101) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可申請手数料					3,800	71	4,770	150	4,920	4,940	3,800	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(102) 薬局開設許可証の書換え交付手数料					2,000	35	2,345	153	2,498	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(103) 薬局開設許可証の再交付手数料					2,900	54	3,631	153	3,784	3,770	2,900	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(104) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証の書換え交付手数料					2,000	35	2,345	153	2,498	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(105) 薬局製造販売医薬品の製造販売業許可証の再交付手数料					2,900	54	3,631	153	3,784	3,770	2,900	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(106) 薬局製造販売医薬品の製造業許可証の書換え交付手数料					2,000	35	2,345	153	2,498	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(107) 薬局製造販売医薬品の製造業許可証の再交付手数料					2,900	54	3,631	153	3,784	3,770	2,900	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(108) 医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業の許可証の書換え交付手数料					2,000	35	2,345	153	2,498	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(109) 医薬品販売業許可証又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業の許可証の再交付手数料					2,900	54	3,631	153	3,784	3,770	2,900	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(110) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可証の書換え交付手数料					2,000	35	2,345	153	2,498	2,800	2,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(111) 高度管理医療機器等販売業又は貸与業の営業所外従事許可証の再交付手数料					2,900	54	3,631	153	3,784	3,770	2,900	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(112) 毒物劇物販売業登録申請手数料					14,700	299	20,046	336	20,383	17,640	14,700	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(113) 毒物劇物販売業登録更新申請手数料					6,400	122	8,201	450	8,650	8,320	6,400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(114) 毒物劇物販売業登録票の書換え交付手数料					2,400	44	2,915	153	3,068	3,120	2,400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(115) 毒物劇物販売業登録票の再交付手数料					4,000	78	5,199	153	5,352	5,200	4,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(116) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料					14,000	270	18,090	345	18,435	16,800	16,800	2,800	
(117) 一般廃棄物処分業許可申請手数料					22,000	390	26,130	260	26,390	26,400	26,390	4,390	
(118) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料					12,000	240	16,080	346	16,426	14,400	14,400	2,400	
(119) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料					20,000	360	24,120	346	24,466	24,000	24,000	4,000	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(120) 一般廃棄物 処理施設設置許可 申請手数料	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第8条第4項に規定 する一般廃棄物処 理施設に係るもの				130,000	2,500	167,500	569	168,069	143,000	130,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	上記以外のもの				110,000	2,130	142,710	519	143,229	121,000	110,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(121) 一般廃棄物 処理施設変更許可 申請手数料	廃棄物の処理及び清 掃に関する法律第8 条第4項に規定する 一般廃棄物処理施設 に係るもの				120,000	2,290	153,430	439	153,869	132,000	120,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
	上記以外のもの				100,000	1,970	131,990	599	132,589	120,000	100,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(122) 一般廃棄物 処理施設に係る熱 回収施設設置者認 定申請手数料					33,000	630	42,210	549	42,759	39,600	33,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(123) 一般廃棄物 処理施設に係る熱 回収施設設置者認 定更新申請手数料					20,000	360	24,120	559	24,679	24,000	20,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(124) 一般廃棄物 処理施設の譲受け 又は借受け許可申 請手数料					70,000	1,340	89,780	689	90,469	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(125) 一般廃棄物 処理施設設置者の 法人合併又は分割 認可申請手数料					70,000	1,340	89,780	689	90,469	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(126) 産業廃棄物 処理施設に係る熱 回収施設設置者認 定申請手数料					33,000	510	34,170	429	34,599	39,600	33,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(127) 産業廃棄物 処理施設に係る熱 回収施設設置者認 定更新申請手数料					20,000	360	24,120	559	24,679	24,000	20,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(128) 産業廃棄物 処理施設の譲受け 又は借受け許可申 請手数料					70,000	1,090	73,030	439	73,469	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(129) 産業廃棄物 処理施設設置者の 法人合併又は分割 認可申請手数料					70,000	1,340	89,780	689	90,469	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(130) 使用済自動 車の引取業者登録 申請手数料					3,000	53	3,551	246	3,797	3,900	3,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(131) 使用済自動 車の引取業者登録 更新申請手数料					3,000	53	3,551	246	3,797	3,900	3,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(132) 使用済自動 車のフロン類回収 業者登録申請手数 料					5,000	90	6,030	387	6,417	6,500	5,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(133) 使用済自動 車のフロン類回収 業者登録更新申請 手数料					5,000	90	6,030	387	6,417	6,500	5,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(134) 浄化槽清掃 業許可申請手数料					2,000	285	19,095	3,488	22,583	2,800	2,800	800	
(135) 浄化槽保守 点検業登録手数料					32,500	590	39,530	8,720	48,250	39,000	33,600	1,100	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※長崎県と同額まで改定。
(136) 汚染土壌処 理業許可申請手数 料					240,000	4,650	311,550	3,071	314,621	264,000	240,000	0	手数料の増額について県及び佐世 保市と協議し改定する必要がある ことから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(137) 汚染土壌処理業許可更新申請手数料					224,000	4,350	291,450	3,071	294,521	246,400	224,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(138) 汚染土壌処理業変更許可申請手数料					222,000	4,290	287,430	3,071	290,501	244,200	222,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(139) 譲渡及び譲受の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料					70,000	1,320	88,440	2,339	90,779	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(140) 合併及び分割の場合における汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料					70,000	1,320	88,440	2,339	90,779	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(141) 相続の場合における汚染土壌処理業の承認申請手数料					70,000	1,320	88,440	2,339	90,779	84,000	70,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(142) 食鳥処理事業許可申請手数料					19,000	352	23,584	663	24,247	22,800	19,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(143) 食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料					10,000	189	12,630	663	13,293	13,000	10,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(144) 食鳥検査手数料					4	0	7	0	7	8	4	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(145) 確認規程認定申請手数料					5,500	98	6,593	279	6,872	7,150	5,500	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(146) 確認規程変更認定申請手数料					2,300	39	2,626	279	2,905	2,990	2,300	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(147) 計量器定期 検査手数料	非自動はかり	ア 検出部が電気 式のもの又は光電 式のものであっ て、ひょう量が1ト ン以下のもの	ひょう量が100キロ グラム以下のもの		1,400	21	1,424	288	1,712	1,960	1,710	310	
			ひょう量が250キロ グラム以下のもの		1,800	26	1,742	288	2,030	2,520	2,020	220	
			ひょう量が500キロ グラム以下のもの		2,200	31	2,044	288	2,332	2,860	2,330	130	
			ひょう量が500キロ グラムを超えるも の		3,100	41	2,747	288	3,035	4,030	3,030	-70	
		イ 棒はかり又は 光電式以外のばね 式指示はかりのう ち直線目盛のみが あるもの			250	8	503	288	791	500	500	250	
					500	11	737	288	1,025	750	750	250	
					900	16	1,039	288	1,326	1,260	1,260	360	
					1,500	23	1,508	288	1,796	2,100	1,790	290	
					2,100	30	1,977	288	2,265	2,730	2,260	160	
					3,700	60	4,020	288	4,308	4,810	4,300	600	
					6,900	97	6,499	288	6,787	8,970	6,780	-120	
					10,700	141	9,447	288	9,735	12,840	9,730	-970	
				15,000	191	12,764	288	13,052	18,000	13,050	-1,950		

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(147) 計量器定期 検査手数料			ひょう量が30トン 以下のもの	19,100	238	15,929	288	16,217	22,920	16,210	-2,890	
			ひょう量が40トン 以下のもの	21,600	267	17,856	288	18,144	25,920	18,140	-3,460	
			ひょう量が50トン 以下のもの	29,800	361	24,170	288	24,458	35,760	24,450	-5,350	
			ひょう量が50トン を超えるもの	51,200	607	40,652	288	40,940	61,440	40,930	-10,270	
		最小の目量（隣接する 目盛標識のそれぞれが表す物象の状態 の量の差をいう。） 又は表記された感量 （質量計が反応する ことができる質量の 最小の変化をい う。）がひょう量の1 万分の1未満のものに あつては、アからウ までに掲げる金額の2 倍の額とする。									0	
		分銅又は定量おも り若しくは定量増 おもり			10	0	14	0	14	20	10	0
(148) 適正計量管 理事業所指定検査 手数料				7,400	120	8,040	0	8,040	9,620	8,040	640	
(149) 海難報告書 の認証手数料				300						300	0	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(150) 建築物に関する確認申請等手数料	ア 建築物を建築する場合（イ及びウに掲げる場合並びにエ及びオに掲げる移転する場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分												県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	（ア） 30平方メートル以内のもの			8,000						8,000	0		県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	（イ） 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの			18,000						18,000	0		県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	（ウ） 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの			31,000						31,000	0		県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	（エ） 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの			42,000						42,000	0		県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	（オ） 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			66,000						66,000	0		県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	（カ） 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			97,000						97,000	0		県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	（キ） 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの			231,000						231,000	0		県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	（ク） 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの			335,000						335,000	0		県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

手数料の種類	区分	現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備考
			業務量合計(分)	人件費	物件費	再算定結果(②+③)	激変緩和措置額	最終結果	現行料金との差額	
(150) 建築物に関する確認申請等手数料	(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	561,000						561,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第11条第1項又は第2項(これらの規定を建築物省エネ法第14条第2項において読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。)を建築する場合(ウに掲げる場合を除く。))は、当該建築に係る床面積の合計に応じ、次に掲げる区分									県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ア) 一戸建て住宅で200平方メートル未満のもの	アの規定による金額に1万1,000円を加算した金額						アの規定による金額に1万1,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(イ) 一戸建て住宅で200平方メートル以上のもの	アの規定による金額に1万2,000円を加算した金額						アの規定による金額に1万2,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ウ) 共同住宅等で300平方メートル未満のもの	アの規定による金額に2万1,000円を加算した金額						アの規定による金額に2万1,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考	
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(150) 建築物に関する確認申請等手数料	(エ) 共同住宅等で300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの				アの規定による金額に3万3,000円を加算した金額						アの規定による金額に3万3,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(オ) 共同住宅等で2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの				アの規定による金額に5万3,000円を加算した金額						アの規定による金額に5万3,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(カ) 共同住宅等で5,000平方メートル以上のもの				アの規定による金額に6万9,000円を加算した金額						アの規定による金額に6万9,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	ウ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）の合計に応じ、アに掲げる区分				アに掲げる区分による金額							アに掲げる区分による金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	エ 建築物を移転（建築基準法第86条の7第4項の政令で定める範囲の移転に限る。）し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（オに掲げる場合を除く。）は、当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分				アに掲げる区分による金額							アに掲げる区分による金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

手数料の種類	区分	現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備考		
			業務量合計(分)	人件費	物件費	再算定結果(②+③)	激変緩和措置額	最終結果	現行料金との差額			
(150) 建築物に関する確認申請等手数料	オ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	アに掲げる区分による金額								アに掲げる区分による金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
(151) 建築物に関する完了検査申請等手数料	ア 建築物を建築した場合（イに掲げる場合及びウに掲げる移転した場合を除く。）は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分											県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ア) 30平方メートル以内のもの	20,000							20,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	26,000							26,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	38,000							38,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	43,000							43,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	59,000							59,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	

手数料の種類	区分	現行額	①			④	⑤	⑥	⑦	備考
			業務量合計(分)	人件費	物件費					
(151) 建築物に関する完了検査申請等手数料	(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	80,000						80,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	193,000						193,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	282,000						282,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	493,000						493,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	イ 建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第4号ハに該当する場合（特定建築行為（建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。）に係る住宅が建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。）及び建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物を除く。次号において同じ。）を建築した場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分								-	-

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(151) 建築物に関する完了検査申請等手数料	(ア) 30平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4,000円を加算した金額						アの規定による金額に4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4,000円を加算した金額						アの規定による金額に4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4,000円を加算した金額						アの規定による金額に4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの				アの規定による金額に6,000円を加算した金額						アの規定による金額に6,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの				アの規定による金額に1万円を加算した金額						アの規定による金額に1万円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの				アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額						アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの				アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額						アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額						アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ケ) 5万平方メートルを超えるもの				アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額						アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分				アに掲げる区分による金額						アに掲げる区分による金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(152) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料	ア 建築物(当該建築物が建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物である場合に限る。ウにおいて同じ。)を建築した場合(移転した場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分											県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ア) 30平方メートル以内のもの			16,000						16,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの			23,000						23,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの			35,000						35,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの			40,000						40,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			55,000						55,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			76,000						76,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの			182,000						182,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考	
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(152) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料	(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの				268,000						268,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(ケ) 5万平方メートルを超えるもの				474,000						474,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	イ 建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物を建築した場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分													県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ア) 30平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4,000円を加算した金額						アの規定による金額に4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4,000円を加算した金額						アの規定による金額に4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの				アの規定による金額に4,000円を加算した金額						アの規定による金額に4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの				アの規定による金額に6,000円を加算した金額						アの規定による金額に6,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの				アの規定による金額に1万円を加算した金額						アの規定による金額に1万円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの				アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額						アの規定による金額に1万4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	

手数料の種類	区分	現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備考
			業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(152) 中間検査を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料	(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額						アの規定による金額に3万4,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額					アの規定による金額に4万9,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(ケ) 5万平方メートルを超えるもの	アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額					アの規定による金額に8万6,000円を加算した金額	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	ウ 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積の合計に応じ、アに掲げる区分	アに掲げる区分による金額					アに掲げる区分による金額		県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
(153) 建築物に関する中間検査申請等手数料	中間検査を行う部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分									県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ア) 30平方メートル以内のもの	15,000					15,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(イ) 30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	20,000					20,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	
	(ウ) 100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	32,000					32,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(153) 建築物に関する中間検査申請等手数料	(エ) 200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの				38,000						38,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(オ) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの				52,000						52,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(カ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの				70,000						70,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(キ) 2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの				159,000						159,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ク) 1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの				239,000						239,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(ケ) 5万平方メートルを超えるもの				430,000						430,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
(154) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料					120,000						120,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
(155) 道路位置指定申請手数料					50,000	1,098	73,566	1,452	75,018	60,000	60,000	10,000	
(156) 道路位置指定変更申請手数料					50,000	1,098	73,566	1,452	75,018	60,000	60,000	10,000	
(157) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料					26,000	384	25,728	712	26,430	31,200	26,430	430	
(158) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料					33,000	426	28,542	4,262	32,804	39,600	32,800	-200	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(159) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料					33,000	426	28,542	4,262	32,804	39,600	32,800	-200	
(160) 道路内における建築認定申請手数料					26,000	384	25,728	712	26,440	31,200	26,430	430	
(161) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
(162) 壁面線外における建築許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
(163) 用途地域における建築等許可申請手数料					180,000	2,166	145,122	31,947	177,069	198,000	177,060	-2,940	
(164) 用途地域における建築等許可を受けた建築物に関する増築等許可申請手数料					120,000	1,728	115,776	922	116,698	132,000	116,690	-3,310	
(165) 用途地域における日常生活に必要な建築物に関する建築許可申請手数料					140,000	1,998	133,866	3,126	136,992	154,000	136,990	-3,010	
(166) 特殊建築物等敷地許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
(167) 建築物の延べ面積の特例認定申請手数料					25,800	384	25,728	695	26,423	30,960	26,420	620	
(168) 建築物の延べ面積の特例許可申請手数料					154,200	1,896	127,032	30,629	157,661	169,620	157,660	3,460	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(169) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料					32,600	426	28,542	4,723	33,265	39,120	33,260	660	
(170) 建築物の敷地面積の許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
(171) 建築物の高さの特例認定申請手数料					25,800	384	25,728	695	26,423	30,960	26,420	620	
(172) 建築物の高さの許可申請手数料					154,200	1,896	127,032	30,629	157,661	169,620	157,660	3,460	
(173) 建築物の高さの許可申請手数料					154,200	1,896	127,032	30,629	157,661	169,620	157,660	3,460	
(174) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
(175) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	
(176) 高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料					154,200	1,896	127,032	30,629	157,661	169,620	157,660	3,460	
(177) 高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
(178) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(179) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
(180) 再開発等促進区内等における建築物の容積率、建蔽率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	
(181) 再開発等促進区内等における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
(182) 地区計画等の区域内における公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	
(183) 地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
(184) 地区計画等の区域内における建築物の容積率、各部分の高さ又は建蔽率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(185) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	
(186) 1年以内の仮設興行場等建築許可申請手数料					120,300	1,734	116,178	718	116,896	132,330	116,890	-3,410	
(187) 1年を超える仮設興行場等建築許可申請手数料					160,300	1,902	127,434	29,652	157,086	176,330	157,080	-3,220	
(188) 一団地内の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2である場合				63,600	960	64,320	695	65,015	76,320	65,010	1,410	
	建築物の数が3以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	
(189) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合				63,600	960	64,320	695	65,015	76,320	65,010	1,410	
	建築物の数が2以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	
(190) 一団地内の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2である場合				199,100	2,580	172,860	30,013	202,873	219,010	202,870	3,770	
	建築物の数が3以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	
(191) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物（既存建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合				199,100	2,580	172,860	30,013	202,873	219,010	202,870	3,770	
	建築物の数が2以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(192) 一般地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物（一般地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合				63,600	960	64,320	695	65,015	76,320	65,010	1,410	
	建築物の数が2以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	
(193) 一般地内認定建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物（一般地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合				199,100	2,580	172,860	30,013	202,873	219,010	202,870	3,770	
	建築物の数が2以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(194) 一敷地内許可建築物以外の建築物の容積率、各部分の高さ又は高さの特例許可申請手数料	建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。）の数が1である場合				199,100	2,580	172,860	30,013	202,873	219,010	202,870	3,770	
	建築物の数が2以上である場合				23,700	348	23,316	866	24,182	28,440	24,180	480	
(195) 一団地内の建築物の認定又は許可の取消し申請手数料					6,400	84	5,628	718	6,346	8,320	6,340	-60	
					12,000	168	11,256	718	11,974	14,400	11,970	-30	
(196) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料					27,000	390	26,130	712	26,842	32,400	26,840	-160	
(197) 既存の一の建築物に関する増築等を含む2以上の工事の全体計画認定申請手数料					27,000	390	26,130	712	26,842	32,400	26,840	-160	
(198) 既存の一の建築物に関する増築等を含む2以上の工事の全体計画変更認定申請手数料					27,000	390	26,130	712	26,842	32,400	26,840	-160	
(199) 既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う2以上の工事の全体計画認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(200) 既存の一の建築物に関する用途の変更に伴う2以上の工事の全体計画変更認定申請手数料					27,000	384	25,728	712	26,440	32,400	26,430	-570	
(201) 既存建築物の用途を一時的に興行場等に変更する場合の許可申請手数料					120,300	1,734	116,178	718	116,896	132,330	116,890	-3,410	
(202) 既存建築物の用途を一時的に特別興行場等に変更する場合の許可申請手数料					160,300	1,902	127,434	29,552	156,986	176,330	156,980	-3,320	
(203) 建築設備に関する確認申請等手数料	ア 建築設備を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）												県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	（ア） 建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）				13,000						13,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	（イ） 小荷物専用昇降機				6,000						6,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	イ 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合												県通知により、県内行政庁で同額の取扱い

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(203) 建築設備に関する確認申請等手数料	(ア) 建築設備 (小荷物専用昇降機を除く。)				9,000						9,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	(イ) 小荷物専用昇降機				4,000						4,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
(204) 建築設備に関する完了検査申請等手数料	建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）を設置した場合				17,000						17,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	小荷物専用昇降機を設置した場合				11,000						11,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
(205) 工作物に関する確認申請等手数料	ア 工作物を築造する場合（イに掲げる場合を除く。）				13,000						13,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
	イ 確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合				9,000						9,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
(206) 工作物に関する完了検査申請等手数料					12,000						12,000	0	県通知により、県内行政庁で同額の取扱い
(207) 既存建築物の大規模修繕等に係る敷地と道路との関係の建築認定申請手数料					26,000	384	25,728	712	26,440	31,200	26,430	430	

手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金 との差額	備 考
(208) 既存建築物 の大規模修繕等に 係る道路内におけ る建築認定申請手 数料					26,000	384	25,728	712	26,440	31,200	26,430	430	
(209) マンション の容積率に関する 特例許可申請手 数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(210) マンション 管理計画認定申請 手数料又は認定更 新申請手数料	ア マンションの管 理の適正化の推進に 関する法律（平成12 年法律第149号。以 下「マンション管理 適正化法」とい う。）第5条の4各号 に掲げる基準に適合 していることを証す る書類として市長が 別に定めるものを添 付する場合	(ア) マンショ ンの管理の適正化 の推進に関する法 律施行規則（平成 13年国土交通省令 第110号）第1条の2 第1項第2号に規定 する長期修繕計画 （以下「長期修繕 計画」という。） の数が1である場合		3,500	54	3,618	21	3,639	4,550	3,630	130	国からの業務量が示されているもの
		(イ) 長期修繕 計画の数が2以上で ある場合		1,500	24	1,607	21	1,628	2,100	1,620	120	国からの業務量が示されているもの
	イ ア以外の場合	(ア) 長期修繕 計画の数が1である 場合		24,900	380	25,460	21	25,481	29,880	25,480	580	国からの業務量が示されているもの
		(イ) 長期修繕 計画の数が2以上で ある場合		14,300	219	14,674	21	14,695	17,160	14,690	390	国からの業務量が示されているもの
(211) マンション 管理計画変更認定 申請手数料	ア マンション管 理適正化法第5条の 4の認定を受けた管 理計画（以下「認 定管理計画」とい う。）に係る長期 修繕計画の数が1で ある場合			12,400	190	12,731	21	12,752	14,880	12,750	350	国からの業務量が示されているもの
		イ 認定管理計画 に係る長期修繕計 画の数が2以上で ある場合		7,100	110	7,371	21	7,392	9,230	7,390	290	国からの業務量が示されているもの
				14,300	219	14,674	21	14,695	17,160	14,690	390	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考		
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額			
(212) 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料	ア 新築であつて長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第6条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)第6条の2第5項に規定する確認書(以下「確認書」という。)若しくは品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下「性能評価書」という。)又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合									国からの業務量が示されているもの		
				12,600	190	12,730	39	12,769	15,120	12,760	160			
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分											国からの業務量が示されているもの
			(a) 500平方メートル以内のもの	22,500	340	22,780	39	22,819	27,000	22,810	310			
			(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	35,500	535	35,845	39	35,884	42,600	35,880	380			
			(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	62,400	940	62,980	39	63,019	74,880	63,010	610	国からの業務量が示されているもの		
			(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	96,200	1,450	97,150	39	97,189	115,440	97,180	980	国からの業務量が示されているもの		

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(212) 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料			(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	149,900	2,260	151,420	39	151,459	164,890	151,450	1,550	国からの業務量が示されているもの
			(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	249,500	3,760	251,920	39	251,959	274,450	251,950	2,450	国からの業務量が示されているもの
			(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	319,100	4,810	322,270	39	322,309	351,010	322,300	3,200	国からの業務量が示されているもの
			(h) 3万平方メートルを超えるもの	362,300	5,460	365,820	39	365,859	398,530	365,850	3,550	国からの業務量が示されているもの
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合	45,400	685	45,895	39	45,934	54,480	45,930	530	国からの業務量が示されているもの
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	106,100	1,600	107,200	39	107,239	116,710	107,230	1,130	国からの業務量が示されているもの
			(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	169,500	2,555	171,185	39	171,224	186,450	171,220	1,720	国からの業務量が示されているもの
			(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	334,400	5,040	337,680	39	337,719	367,840	337,710	3,310	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(212) 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料				(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	598,500	9,020	604,340	39	604,379	658,350	604,370	5,870	国からの業務量が示されているもの
				(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,028,400	15,500	1,038,500	39	1,038,539	1,131,240	1,038,530	10,130	国からの業務量が示されているもの
				(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	1,902,200	28,670	1,920,890	39	1,920,929	2,092,420	1,920,920	18,720	国からの業務量が示されているもの
				(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	2,717,700	40,960	2,744,320	39	2,744,359	2,989,470	2,744,350	26,650	国からの業務量が示されているもの
				(h) 3万平方メートルを超えるもの	3,329,100	50,175	3,361,725	39	3,361,764	3,662,010	3,361,760	32,660	国からの業務量が示されているもの
	イ 新築であつて長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出があつた場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		12,600	190	12,730	39	12,769	15,120	12,760	160	国からの業務量が示されているもの
		(イ) (ア)以外の場合			45,400	685	45,895	39	45,934	54,480	45,930	530	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(212) 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料	ウ 増築又は改築であつて長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がない場合(ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあつては、次号ウ又はエの規定による。)	(ア) 確認書又はその写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		18,600	280	18,760	39	18,799	22,320	18,790	190	国からの業務量が示されているもの
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 500平方メートル以内のもの	33,500	505	33,835	39	33,874	40,200	33,870	370	国からの業務量が示されているもの
			(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	54,900	828	55,443	39	55,482	65,880	55,480	580	国からの業務量が示されているもの	
				(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	91,200	1,375	92,125	39	92,164	109,440	92,160	960	国からの業務量が示されているもの
				(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	146,000	2,200	147,400	39	147,439	160,600	147,430	1,430	国からの業務量が示されているもの
				(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	222,600	3,355	224,785	39	224,824	244,860	224,820	2,220	国からの業務量が示されているもの
				(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	377,800	5,695	381,565	39	381,604	415,580	381,600	3,800	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(212) 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料				(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	478,400	7,210	483,070	39	483,109	526,240	483,100	4,700	国からの業務量が示されているもの
				(h) 3万平方メートルを超えるもの	543,100	8,185	548,395	39	548,434	597,410	548,430	5,330	国からの業務量が示されているもの
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		67,800	1,023	68,508	39	68,547	81,360	68,540	740	国からの業務量が示されているもの
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 500平方メートル以内のもの	158,900	2,395	160,465	39	160,504	174,790	160,500	1,600	国からの業務量が示されているもの
				(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	253,900	3,828	256,443	39	256,482	279,290	256,480	2,580	国からの業務量が示されているもの
				(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	501,300	7,555	506,185	39	506,224	551,430	506,220	4,920	国からの業務量が示されているもの
				(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	897,400	13,525	906,175	39	906,214	987,140	906,210	8,810	国からの業務量が示されているもの
				(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,542,300	23,245	1,557,415	39	1,557,454	1,696,530	1,557,450	15,150	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(212) 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料			(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,853,000	43,000	2,881,000	39	2,881,039	3,138,300	2,881,030	28,030	国からの業務量が示されているもの
			(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	4,076,200	61,435	4,116,145	39	4,116,184	4,483,820	4,116,180	39,980	国からの業務量が示されているもの
			(h) 3万平方メートルを超えるもの	4,993,300	75,258	5,042,253	39	5,042,292	5,492,630	5,042,290	48,990	国からの業務量が示されているもの
エ 増築又は改築であつて長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出があつた場合(ただし、ア又はイにより認定を受けた場合にあつては、次号ウ又はエの規定による。)	(ア) 確認書又はその写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		18,600	280	18,760	39	18,799	22,320	18,790	190	国からの業務量が示されているもの
	(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		67,800	1,023	68,508	39	68,547	81,360	68,540	740	国からの業務量が示されているもの
オ 建築行為を伴わない既存住宅であつて長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		18,600	280	18,760	39	18,799	22,320	18,790	190	国からの業務量が示されているもの
		b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 500平方メートル以内のもの	33,500	505	33,835	39	33,874	40,200	33,870	370	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(212) 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料			(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	54,900	828	55,443	39	55,482	65,880	55,480	580	国からの業務量が示されているもの
			(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	91,200	1,375	92,125	39	92,164	109,440	92,160	960	国からの業務量が示されているもの
			(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	146,000	2,200	147,400	39	147,439	160,600	147,430	1,430	国からの業務量が示されているもの
			(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	222,600	3,355	224,785	39	224,824	244,860	224,820	2,220	国からの業務量が示されているもの
			(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	377,800	5,695	381,565	39	381,604	415,580	381,600	3,800	国からの業務量が示されているもの
			(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	478,400	7,210	483,070	39	483,109	526,240	483,100	4,700	国からの業務量が示されているもの
			(h) 3万平方メートルを超えるもの	543,100	8,185	548,395	39	548,434	597,410	548,430	5,330	国からの業務量が示されているもの
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		67,800	1,023	68,508	39	68,547	81,360	68,540	740

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考	
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(212) 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 500平方メートル以内のもの	158,900	2,395	160,465	39	160,504	174,790	160,500	1,600	国からの業務量が示されているもの
				(b) 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	253,900	3,828	256,443	39	256,482	279,290	256,480	2,580	国からの業務量が示されているもの
				(c) 1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	501,300	7,555	506,185	39	506,224	551,430	506,220	4,920	国からの業務量が示されているもの
				(d) 3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	897,400	13,525	906,175	39	906,214	987,140	906,210	8,810	国からの業務量が示されているもの
				(e) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1,542,300	23,245	1,557,415	39	1,557,454	1,696,530	1,557,450	15,150	国からの業務量が示されているもの
				(f) 1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	2,853,000	43,000	2,881,000	39	2,881,039	3,138,300	2,881,030	28,030	国からの業務量が示されているもの
				(g) 2万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	4,076,200	61,435	4,116,145	39	4,116,184	4,483,820	4,116,180	39,980	国からの業務量が示されているもの
				(h) 3万平方メートルを超えるもの	4,993,300	75,258	5,042,253	39	5,042,292	5,492,630	5,042,290	48,990	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(212) 長期優良住宅建築等計画等の認定申請手数料	カ 建築行為を伴わない既存住宅であつて長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出があつた場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		18,600	280	18,760	39	18,799	22,320	18,790	190	国からの業務量が示されているもの
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		67,800	1,023	68,508	39	68,547	81,360	68,540	740	国からの業務量が示されているもの
(213) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料	ア 前号ア又はイにより認定を受けた住宅で長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		6,300	95	6,365	39	6,404	8,190	6,400	100	国からの業務量が示されているもの
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		22,700	343	22,948	39	22,987	27,240	22,980	280	国からの業務量が示されているもの
	イ 前号ア又はイにより認定を受けた住宅で長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出があつた場合	(ア) 確認書若しくは性能評価書又はこれらの写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		6,300	95	6,365	39	6,404	8,190	6,400	100	国からの業務量が示されているもの
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合		22,700	343	22,948	39	22,987	27,240	22,980	280	国からの業務量が示されているもの
	ウ 前号ウ又はエにより認定を受けた住宅で長期優良住宅法第6条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 確認書又はその写しの添付がある場合	a 一戸建て住宅の場合		9,300	140	9,380	39	9,419	12,090	9,410	110	国からの業務量が示されているもの
		(イ) (ア)以外の場合	a 一戸建て住宅の場合										

手数料の種類	区 分		現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考	
				業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(213) 認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更認定申請手数料	(イ) (ア)以外の場 合	a 一戸建て住宅の 場合	33,900	511	34,254	39	34,293	40,680	34,290	390	国からの業務量が示されているもの	
	エ 前号ウ又はエ により認定を受け た住宅で長期優良 住宅法第6条第2項 に規定する申出が あつた場合	(ア) 確認書又はそ の写しの添付があ る場合	a 一戸建て住宅の 場合	9,300	140	9,380	39	9,419	12,090	9,410	110	国からの業務量が示されているもの
		(イ) (ア)以外の場 合	a 一戸建て住宅の 場合	33,900	511	34,254	39	34,293	40,680	34,290	390	国からの業務量が示されているもの
	オ 前号オ又はカ により認定を受け た住宅で長期優良 住宅法第6条第2項 に規定する申出が ない場合	(ア) 確認書若しく は性能評価書又は これらの写しの添 付がある場合	a 一戸建て住宅の 場合	9,300	140	9,380	39	9,419	12,090	9,410	110	国からの業務量が示されているもの
		(イ) (ア)以外の場 合	a 一戸建て住宅の 場合	33,900	511	34,254	39	34,293	40,680	34,290	390	国からの業務量が示されているもの
	カ 前号オ又はカ により認定を受け た住宅で長期優良 住宅法第6条第2項 に規定する申出が あつた場合	(ア) 確認書若しく は性能評価書又は これらの写しの添 付がある場合	a 一戸建て住宅の 場合	9,300	140	9,380	39	9,419	12,090	9,410	110	国からの業務量が示されているもの
		(イ) (ア)以外の場 合	a 一戸建て住宅の 場合	33,900	511	34,254	39	34,293	40,680	34,290	390	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分				現行額	① 業務量合計 (分)	② 人件費	③ 物件費	④ 再算定結果 (②+③)	⑤ 激変緩和 措置額	⑥ 最終結果	⑦ 現行料金 との差額	備 考
(214) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画等の認定変更申請手数料					3,000	45	3,015	39	3,054	3,900	3,050	50	国からの業務量が示されているもの
(215) 区分所有住宅の管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画等の認定変更申請手数料					3,000	45	3,015	39	3,054	3,900	3,050	50	国からの業務量が示されているもの
(216) 長期優良住宅建築等計画等の認定計画実施者の地位の継承の承認申請手数料					3,000	45	3,015	39	3,054	3,900	3,050	50	国からの業務量が示されているもの
(217) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料					160,000	1,896	127,032	30,629	157,661	176,000	157,660	-2,340	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(218) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。)第54条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 一戸建て住宅(住宅以外の用途に供する部分を有するものを含む。以下同じ。)の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあっては、(ウ)の規定による。)	a 建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関、品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関が当該計画が低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下「低炭素建築物適合証」という。)の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法のと看	33,800	510	34,170	39	34,209	40,560	34,200	400	国からの業務量が示されているもの	
			b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法のと看	24,900	380	25,460	39	25,499	29,880	25,490	590	国からの業務量が示されているもの	
			c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のと看	17,200	260	17,420	39	17,459	20,640	17,450	250	国からの業務量が示されているもの	
			d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	4,600	70	4,690	39	4,729	5,980	4,720	120	国からの業務量が示されているもの	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(218) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料	(イ) 共同住宅等の住棟全体の場合	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法のと看	(a) 当該共同住宅等の共用部分の床面積の合計(以下この号において「共用部分床面積」という。)が300平方メートル以内の場合は、当該共同住宅等の住戸の数の合計(以下「共同住宅等住戸数」という。)に応じ、次に掲げる区分										
				I 1戸の場合	141,900	511	34,237	39	34,276	40,560	143,510	1,610	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				II 1戸を超え5戸以下の場合	176,400	1,030	69,010	39	69,049	81,960	178,280	1,880	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				III 5戸を超え10戸以下の場合	204,200	1,451	97,217	39	97,256	115,320	206,490	2,290	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				IV 10戸を超え25戸以下の場合	243,400	2,040	136,680	39	136,719	148,830	245,950	2,550	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				V 25戸を超え50戸以下の場合	302,400	2,930	196,310	39	196,349	213,730	305,580	3,180	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考	
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(218) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料			VI 50戸を超え100戸以下の場合	386,600	4,200	281,400	39	281,439	306,350	390,670	4,070	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
			VII 100戸を超え200戸以下の場合	485,400	5,689	381,163	39	381,202	415,030	490,440	5,040	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
			VIII 200戸を超え300戸以下の場合	602,800	7,460	499,820	39	499,859	544,170	609,090	6,290	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
			IX 300戸を超える場合	689,000	8,760	586,920	39	586,959	638,990	696,190	7,190	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
		b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法のとき	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分										
			I 1戸の場合	133,000	381	25,527	39	25,566	29,880	134,800	1,800	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
			II 1戸を超え5戸以下の場合	158,000	760	50,920	39	50,959	60,480	160,190	2,190	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(218) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料				Ⅲ 5戸を超え10戸以下の場合	178,300	1,070	71,690	39	71,729	85,080	180,960	2,660	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅳ 10戸を超え25戸以下の場合	208,500	1,530	102,510	39	102,549	110,440	211,780	3,280	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅴ 25戸を超え50戸以下の場合	254,400	2,230	149,410	39	149,449	160,930	258,680	4,280	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅵ 50戸を超え100戸以下の場合	322,000	3,260	218,420	39	218,459	235,290	327,690	5,690	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅶ 100戸を超え200戸以下の場合	403,400	4,500	301,500	39	301,539	324,830	410,770	7,370	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅷ 200戸を超え300戸以下の場合	493,300	5,870	393,290	39	393,329	423,720	502,560	9,260	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅸ 300戸を超える場合	554,900	6,811	456,337	39	456,376	491,480	565,610	10,710	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(218) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料		c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のとき	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分									
			I 1戸の場合	125,300	260	17,420	39	17,459	20,640	126,690	1,390	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
			II 1戸を超え5戸以下の場合	140,600	489	32,763	39	32,802	39,000	142,040	1,440	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
			III 5戸を超え10戸以下の場合	155,200	711	47,637	39	47,676	56,520	156,910	1,710	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
			IV 10戸を超え25戸以下の場合	175,700	1,019	68,273	39	68,312	81,120	177,550	1,850	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
			V 25戸を超え50戸以下の場合	210,200	1,540	103,180	39	103,219	112,310	212,450	2,250	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
			VI 50戸を超え100戸以下の場合	262,600	2,330	156,110	39	156,149	169,950	265,380	2,780	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考	
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(218) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料			VII 100戸を超え200戸以下の場合	328,300	3,319	222,373	39	222,412	242,220	331,650	3,350	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
			VIII 200戸を超え300戸以下の場合	392,600	4,289	287,363	39	287,402	312,950	396,640	4,040	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
			IX 300戸を超える場合	431,700	4,881	327,027	39	327,066	355,960	436,300	4,600	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
		d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	(a) 共用部分床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分										
			I 1戸の場合	13,900	70	4,690	39	4,729	5,980	14,130	230	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの	
			II 1戸を超え5戸以下の場合	18,600	140	9,380	39	9,419	12,090	18,820	220	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの	
			III 5戸を超え10戸以下の場合	25,200	240	16,080	39	16,119	19,080	25,520	320	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの	

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(218) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料			IV 10戸を超え25戸以下の場合	35,800	400	26,800	39	26,839	31,800	36,240	440	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			V 25戸を超え50戸以下の場合	53,700	670	44,890	39	44,929	53,280	54,330	630	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			VI 50戸を超え100戸以下の場合	88,900	1,200	80,400	39	80,439	95,520	89,840	940	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			VII 100戸を超え200戸以下の場合	135,300	1,900	127,300	39	127,339	138,600	136,740	1,440	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			VIII 200戸を超え300戸以下の場合	168,400	2,400	160,800	39	160,839	175,010	170,240	1,840	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			IX 300戸を超える場合	179,100	2,560	171,520	39	171,559	186,780	180,960	1,860	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
		(エ) 住宅の部分 を有しない建築物 (以下「非住宅建築物」という。)の 全体的場合	a 低炭素建築物適 合証の提出がない 場合	1棟の建築物の床面 積の合計に応じ、 次に掲げる区分								

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(218) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料			(a) 300平方メートル以内の場合	238,700	3,600	241,200	39	241,239	262,570	241,230	2,530	国からの業務量が示されているもの
			(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	380,700	5,740	384,580	39	384,619	418,770	384,610	3,910	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	541,800	8,170	547,390	39	547,429	595,980	547,420	5,620	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	664,500	10,020	671,340	39	671,379	730,950	671,370	6,870	国からの業務量が示されているもの
			(e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合	783,200	11,810	791,270	39	791,309	861,520	791,300	8,100	国からの業務量が示されているもの
			(f) 2万5,000平方メートルを超える場合	893,900	13,480	903,160	39	903,199	983,290	903,190	9,290	国からの業務量が示されているもの
		b 低炭素建築物適合証の提出がある場合	1棟の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分									

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(218) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料				(a) 300平方メートル以内の場合	9,300	140	9,380	39	9,419	12,090	9,410	110	国からの業務量が示されているもの
				(b) 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合	26,500	400	26,800	39	26,839	31,800	26,830	330	国からの業務量が示されているもの
				(c) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合	79,600	1,200	80,400	39	80,439	95,520	80,430	830	国からの業務量が示されているもの
				(d) 5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内の場合	126,000	1,900	127,300	39	127,339	138,600	127,330	1,330	国からの業務量が示されているもの
				(e) 1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内の場合	159,100	2,400	160,800	39	160,839	175,010	160,830	1,730	国からの業務量が示されているもの
				(f) 2万5,000平方メートルを超える場合	198,900	3,000	201,000	39	201,039	218,790	201,030	2,130	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(219) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料	ア 低炭素化促進法第54条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 一戸建て住宅の住宅のみの場合(ただし、住宅以外の用途に供する部分を有する一戸建て住宅の建築物の全体の申請を併せて行う場合にあつては、(ウ)の規定による。)	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法のと看	16,900	255	17,085	39	17,124	20,280	17,120	220	国からの業務量が示されているもの
			b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法のと看	12,400	190	12,730	39	12,769	14,880	12,760	360	国からの業務量が示されているもの
			c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のと看	8,600	130	8,710	39	8,749	11,180	8,740	140	国からの業務量が示されているもの
			d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	2,300	35	2,345	39	2,384	2,990	2,380	80	国からの業務量が示されているもの
		(イ) 共同住宅等の住棟全体の場合	a 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が標準計算法のと看	(a) 当該共同住宅等の共用部分の計画変更に係る床面積の合計の2分の1の面積(床面積が増加する場合にあつては、これに当該増加する床面積を加算した面積)(以下この号において「共用部分変更床面積」という。)が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分								
			I 一戸の場合	125,000	255	17,092	39	17,131	137,500	126,370	1,370	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(219) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料				II 1戸を超え5戸 以下の場合	142,200	515	34,485	39	34,524	156,420	143,760	1,560	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				III 5戸を超え10戸 以下の場合	156,100	725	48,582	39	48,621	171,710	157,860	1,760	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				IV 10戸を超え25戸 以下の場合	175,700	1,020	68,320	39	68,359	193,270	177,590	1,890	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				V 25戸を超え50戸 以下の場合	205,200	1,465	98,135	39	98,174	225,720	207,410	2,210	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				VI 50戸を超え100戸 以下の場合	247,300	2,100	140,680	39	140,719	272,030	249,950	2,650	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				VII 100戸を超え200戸 以下の場合	296,700	2,844	190,568	39	190,607	326,370	299,840	3,140	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				VIII 200戸を超え300戸 以下の場合	355,400	3,730	249,890	39	249,929	390,940	359,160	3,760	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(219) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料			IX 300戸を超える場合	398,500	4,380	293,440	39	293,479	438,350	402,710	4,210	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
		b 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様・計算併用法のとき	(a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分									
			I 1戸の場合	120,500	190	12,750	39	12,789	132,550	122,020	1,520	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
			II 1戸を超え5戸以下の場合	133,000	380	25,440	39	25,479	146,300	134,710	1,710	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
			III 5戸を超え10戸以下の場合	143,200	535	35,825	39	35,864	157,520	145,100	1,900	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
			IV 10戸を超え25戸以下の場合	158,300	765	51,235	39	51,274	174,130	160,510	2,210	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
			V 25戸を超え50戸以下の場合	181,200	1,115	74,685	39	74,724	199,320	183,960	2,760	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考	
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(219) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料			VI 50戸を超え100戸以下の場合	215,000	1,630	109,190	39	109,229	236,500	218,460	3,460	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
			VII 100戸を超え200戸以下の場合	255,700	2,250	150,730	39	150,769	281,270	260,000	4,300	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
			VIII 200戸を超え300戸以下の場合	300,700	2,935	196,625	39	196,664	330,770	305,900	5,200	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
			IX 300戸を超える場合	331,500	3,405	228,142	39	228,181	364,650	337,420	5,920	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
		c 低炭素建築物適合証の提出がない場合であつて、評価手法が仕様基準のとき	(a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分										
			I 1戸の場合	116,700	130	8,690	39	8,729	128,370	117,960	1,260	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	
			II 1戸を超え5戸以下の場合	124,300	244	16,368	39	16,407	136,730	125,640	1,340	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(219) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料				Ⅲ 5戸を超え10戸以下の場合	131,600	355	23,792	39	23,831	144,760	133,070	1,470	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅳ 10戸を超え25戸以下の場合	141,900	509	34,116	39	34,156	156,090	143,390	1,490	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅴ 25戸を超え50戸以下の場合	159,100	770	51,570	39	51,609	175,010	160,840	1,740	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅵ 50戸を超え100戸以下の場合	185,300	1,165	78,035	39	78,074	203,830	187,310	2,010	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅶ 100戸を超え200戸以下の場合	218,200	1,659	111,166	39	111,206	240,020	220,440	2,240	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅷ 200戸を超え300戸以下の場合	250,300	2,144	143,661	39	143,701	275,330	252,940	2,640	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの
				Ⅸ 300戸を超える場合	269,900	2,440	163,500	39	163,539	296,890	272,770	2,870	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料109,240円を加え、端数処理したもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考	
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(219) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料			d 低炭素建築物適合証の提出がある場合	(a) 共用部分変更床面積が300平方メートル以内の場合は、共同住宅等住戸数に応じ、次に掲げる区分									
			I 1戸の場合		11,600	35	2,325	39	2,364	13,920	11,770	170	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			II 1戸を超え5戸以下の場合		13,900	70	4,670	39	4,709	16,680	14,110	210	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			III 5戸を超え10戸以下の場合		17,200	120	8,020	39	8,059	20,640	17,460	260	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			IV 10戸を超え25戸以下の場合		22,500	200	13,380	39	13,419	27,000	22,820	320	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			V 25戸を超え50戸以下の場合		31,500	335	22,425	39	22,464	37,800	31,870	370	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			VI 50戸を超え100戸以下の場合		49,100	600	40,180	39	40,219	58,920	49,620	520	積算の一部が国通知で決まっているもの ※共用部分の床面積単価9,410円を加え、改定後の額とする。

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(219) 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料			VII 100戸を超え200戸以下の場合	72,300	950	63,630	39	63,669	86,760	73,070	770	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			VIII 200戸を超え300戸以下の場合	88,800	1,200	80,380	39	80,419	106,560	89,820	1,020	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
			IX 300戸を超える場合	94,200	1,280	85,740	39	85,779	113,040	95,180	980	国からの業務量が示されているもの ※⑥の単価は、④の単価に共用部分の審査手数料9,410円を加え、端数処理したもの
(220) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	ア 一戸建て住宅の場合	a 評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	33,800	510	34,170	37	34,207	40,560	34,200	400	国からの業務量が示されているもの
			(b) 200平方メートル以上のもの	37,800	570	38,190	37	38,227	45,360	38,220	420	国からの業務量が示されているもの
	b 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	25,200	380	25,460	37	25,497	30,240	25,490	290	国からの業務量が示されているもの	
		(b) 200平方メートル以上のもの	27,800	420	28,140	37	28,177	33,360	28,170	370	国からの業務量が示されているもの	

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(220) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	c 評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	17,200	260	17,420	37	17,457	20,640	17,450	250	国からの業務量が示されているもの	
		(b) 200平方メートル以上のもの	18,600	280	18,760	37	18,797	22,320	18,790	190	国からの業務量が示されているもの	
イ 共同住宅等の場合	a 評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	68,300	1,030	69,010	37	69,047	81,960	69,040	740	国からの業務量が示されているもの	
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000	1,720	115,240	37	115,277	125,400	115,270	1,270	国からの業務量が示されているもの	
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,300	2,930	196,310	37	196,347	213,730	196,340	2,040	国からの業務量が示されているもの	
		(d) 5,000平方メートル以上のもの	278,500	4,200	281,400	37	281,437	306,350	281,430	2,930	国からの業務量が示されているもの	
		(a) 300平方メートル未満のもの	50,400	760	50,920	37	50,957	60,480	50,950	550	国からの業務量が示されているもの	
		b 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	50,400	760	50,920	37	50,957	60,480	50,950	550	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(220) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,900	1,280	85,760	37	85,797	101,880	85,790	890	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	147,900	2,230	149,410	37	149,447	162,690	149,440	1,540	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メートル以上のもの	216,200	3,260	218,420	37	218,457	237,820	218,450	2,250	国からの業務量が示されているもの
		c 評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	32,500	490	32,830	37	32,867	39,000	32,860	360	国からの業務量が示されているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,400	851	57,017	37	57,054	67,680	57,050	650	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,100	1,540	103,180	37	103,217	112,310	103,210	1,110	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メートル以上のもの	154,500	2,330	156,110	37	156,147	169,950	156,140	1,640	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(220) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	a 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	18,600	280	18,760	37	18,797	22,320	18,790	190	国からの業務量が示されているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	37,100	560	37,520	37	37,557	44,520	37,550	450	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	94,200	1,420	95,140	37	95,177	113,040	95,170	970	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	141,900	2,140	143,380	37	143,417	156,090	143,410	1,510	国からの業務量が示されているもの
			(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	176,400	2,660	178,220	37	178,257	194,040	178,250	1,850	国からの業務量が示されているもの
			(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	218,800	3,300	221,100	37	221,137	240,680	221,130	2,330	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(220) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	b 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの		22,500	340	22,780	37	22,817	27,000	22,810	310	国からの業務量が示されているもの
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		42,400	640	42,880	37	42,917	50,880	42,910	510	国からの業務量が示されているもの
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		100,800	1,520	101,840	37	101,877	110,880	101,870	1,070	国からの業務量が示されているもの
		(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		149,200	2,251	150,817	37	150,854	164,120	150,850	1,650	国からの業務量が示されているもの
		(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		184,300	2,780	186,260	37	186,297	202,730	186,290	1,990	国からの業務量が示されているもの
		(f) 2万5,000平方メートル以上のもの		228,100	3,440	230,480	37	230,517	250,910	230,510	2,410	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(220) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	エ アからウまで 以外の場合	a 非住宅建築物の 評価手法が国土交通 大臣が定める簡易な 評価方法の場合は、 当該非住宅建築物の 床面積の合計に応 じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メー トル未満のもの	86,200	1,300	87,100	37	87,137	103,440	87,130	930	国からの業務量が示されているもの
			(b) 300平方メー トル以上2,000平方 メートル未満のもの	144,600	2,180	146,060	37	146,097	159,060	146,090	1,490	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メー トル以上5,000平方 メートル未満のもの	234,100	3,530	236,510	37	236,547	257,510	236,540	2,440	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メー トル以上1万平方 メートル未満のもの	305,700	4,611	308,937	37	308,974	336,270	308,970	3,270	国からの業務量が示されているもの
			(e) 1万平方メー トル以上2万5,000平 方メートル未満のもの	367,400	5,540	371,180	37	371,217	404,140	371,210	3,810	国からの業務量が示されているもの
			(f) 2万5,000平方 メートル以上のもの	431,000	6,500	435,500	37	435,537	474,100	435,530	4,530	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(220) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定手数料	b 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの		225,500	3,400	227,800	37	227,837	248,050	227,830	2,330	国からの業務量が示されているもの
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		364,700	5,500	368,500	37	368,537	401,170	368,530	3,830	国からの業務量が示されているもの
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		520,600	7,850	525,950	37	525,987	572,660	525,980	5,380	国からの業務量が示されているもの
		(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		641,300	9,670	647,890	37	647,927	705,430	647,920	6,620	国からの業務量が示されているもの
		(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		758,000	11,430	765,810	37	765,847	833,800	765,840	7,840	国からの業務量が示されているもの
		(f) 2万5,000平方メートル以上のもの		864,800	13,040	873,680	37	873,717	951,280	873,710	8,910	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(221) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料	ア 一戸建て住宅の場合	a 評価手法が標準計算法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	16,900	255	17,085	37	17,122	20,280	17,120	220	国からの業務量が示されているもの
			(b) 200平方メートル以上のもの	18,900	285	19,095	37	19,132	22,680	19,130	230	国からの業務量が示されているもの
		b 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	12,600	190	12,730	37	12,767	15,120	12,760	160	国からの業務量が示されているもの
			(b) 200平方メートル以上のもの	13,900	210	14,070	37	14,107	16,680	14,100	200	国からの業務量が示されているもの
		c 評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	8,600	130	8,710	37	8,747	11,180	8,740	140	国からの業務量が示されているもの
			(b) 200平方メートル以上のもの	9,300	140	9,380	37	9,417	12,090	9,410	110	国からの業務量が示されているもの
	イ 共同住宅等の場合	a 評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	34,100	515	34,505	37	34,542	40,920	34,540	440	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(221) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000	860	57,620	37	57,657	68,400	57,650	650	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	97,100	1,465	98,155	37	98,192	116,520	98,190	1,090	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メートル以上のもの	139,200	2,100	140,700	37	140,737	153,120	140,730	1,530	国からの業務量が示されているもの
		b 評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	25,200	380	25,460	37	25,497	30,240	25,490	290	国からの業務量が示されているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,400	640	42,880	37	42,917	50,880	42,910	510	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	73,900	1,115	74,705	37	74,742	88,680	74,740	840	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メートル以上のもの	108,100	1,630	109,210	37	109,247	118,910	109,240	1,140	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(221) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料	c 評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	16,200	245	16,415	37	16,452	19,440	16,450	250	国からの業務量が示されているもの	
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,200	426	28,542	37	28,579	33,840	28,570	370	国からの業務量が示されているもの	
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,000	770	51,590	37	51,627	61,200	51,620	620	国からの業務量が示されているもの	
		(d) 5,000平方メートル以上のもの	77,200	1,165	78,055	37	78,092	92,640	78,090	890	国からの業務量が示されているもの	
ウ 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	a 非住宅建築物の評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	9,300	140	9,380	37	9,417	12,090	9,410	110	国からの業務量が示されているもの	
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	18,500	280	18,760	37	18,797	22,200	18,790	290	国からの業務量が示されているもの	
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	47,100	710	47,570	37	47,607	56,520	47,600	500	国からの業務量が示されているもの	

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(221) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料			(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	70,900	1,070	71,690	37	71,727	85,080	71,720	820	国からの業務量が示されているもの
			(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	88,200	1,330	89,110	37	89,147	105,840	89,140	940	国からの業務量が示されているもの
			(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	109,400	1,650	110,550	37	110,587	120,340	110,580	1,180	国からの業務量が示されているもの
		b 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	11,200	170	11,390	37	11,427	13,440	11,420	220	国からの業務量が示されているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,200	319	21,373	37	21,410	25,440	21,410	210	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	50,400	760	50,920	37	50,957	60,480	50,950	550	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	74,600	1,125	75,375	37	75,412	89,520	75,410	810	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(221) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料			(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	92,100	1,390	93,130	37	93,167	110,520	93,160	1,060	国からの業務量が示されているもの
			(f) 2万5,000平方メートル以上のもの	114,000	1,720	115,240	37	115,277	125,400	115,270	1,270	国からの業務量が示されているもの
エ アからウまで 以外の場合	a 非住宅建築物の 評価手法が国土交通 大臣が定める簡易な 評価方法の場合は、 当該非住宅建築物の 床面積の合計に応 じ、次に掲げる区分		(a) 300平方メートル未満のもの	43,100	650	43,550	37	43,587	51,720	43,580	480	国からの業務量が示されているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	72,300	1,090	73,030	37	73,067	86,760	73,060	760	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,000	1,765	118,255	37	118,292	128,700	118,290	1,290	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	152,800	2,305	154,435	37	154,472	168,080	154,470	1,670	国からの業務量が示されているもの
			(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	183,700	2,770	185,590	37	185,627	202,070	185,620	1,920	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(221) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料		(f) 2万5,000平方メートル以上のもの		215,500	3,250	217,750	37	217,787	237,050	217,780	2,280	国からの業務量が示されているもの
	b 非住宅建築物の評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの		112,700	1,700	113,900	37	113,937	123,970	113,930	1,230	国からの業務量が示されているもの
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		182,300	2,750	184,250	37	184,287	200,530	184,280	1,980	国からの業務量が示されているもの
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		260,300	3,925	262,975	37	263,012	286,330	263,010	2,710	国からの業務量が示されているもの
		(d) 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		320,600	4,834	323,878	37	323,915	352,660	323,910	3,310	国からの業務量が示されているもの
		(e) 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		379,000	5,715	382,905	37	382,942	416,900	382,940	3,940	国からの業務量が示されているもの
		(f) 2万5,000平方メートル以上のもの		432,400	6,520	436,840	37	436,877	475,640	436,870	4,470	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考	
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(222) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	ア 建築物省エネ法第30条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は品確法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が当該計画が建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下「建築物省エネ適合証」という。)又は性能評価書の添付があるもの((オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	4,600	70	4,690	28	4,718	5,980	4,710	110	国からの業務量が示されているもの
			(b) 200平方メートル以上のもの	4,600	70	4,690	28	4,718	5,980	4,710	110	国からの業務量が示されているもの	
	b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	9,300	140	9,380	28	9,408	12,090	9,400	100	国からの業務量が示されているもの		
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,900	300	20,100	28	20,128	23,880	20,120	220	国からの業務量が示されているもの		
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	44,400	670	44,890	28	44,918	53,280	44,910	510	国からの業務量が示されているもの		
		(d) 5,000平方メートル以上のもの	79,600	1,200	80,400	28	80,428	95,520	80,420	820	国からの業務量が示されているもの		

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(222) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	(イ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付がないもの((ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で	(a) 200平方メートル未満のもの	33,800	510	34,170	28	34,198	40,560	34,190	390	国からの業務量が示されているもの
			(b) 200平方メートル以上のもの	37,800	570	38,190	28	38,218	45,360	38,210	410	国からの業務量が示されているもの
	(ウ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	b 共同住宅等で評価手法が標準計算法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	68,300	1,030	69,010	28	69,038	81,960	69,030	730	国からの業務量が示されているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000	1,720	115,240	28	115,268	125,400	115,260	1,260	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,300	2,930	196,310	28	196,338	213,730	196,330	2,030	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メートル以上のもの	278,500	4,200	281,400	28	281,428	306,350	281,420	2,920	国からの業務量が示されているもの
		a 一戸建て住宅で	(a) 200平方メートル未満のもの	24,900	380	25,460	28	25,488	29,880	25,480	580	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(222) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料			(b) 200平方メートル以上のもの	27,500	420	28,140	28	28,168	33,000	28,160	660	国からの業務量が示されているもの
		b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	49,800	760	50,920	28	50,948	59,760	50,940	1,140	国からの業務量が示されているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	84,000	1,280	85,760	28	85,788	100,800	85,780	1,780	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	146,300	2,230	149,410	28	149,438	160,930	149,430	3,130	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メートル以上のもの	213,900	3,260	218,420	28	218,448	235,290	218,440	4,540	国からの業務量が示されているもの
	(エ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(ウ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	17,200	260	17,420	28	17,448	20,640	17,440	240	国からの業務量が示されているもの
			(b) 200平方メートル以上のもの	18,500	280	18,760	28	18,788	22,200	18,780	280	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考	
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(222) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料			b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	32,500	490	32,830	28	32,858	39,000	32,850	350	国からの業務量が示されているもの
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	56,300	850	56,950	28	56,978	67,560	56,970	670	国からの業務量が示されているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	102,100	1,540	103,180	28	103,208	112,310	103,200	1,100	国からの業務量が示されているもの
				(d) 5,000平方メートル以上のもの	154,500	2,330	156,110	28	156,138	169,950	156,130	1,630	国からの業務量が示されているもの
		(オ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付があるもの((ア)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	9,300	140	9,380	28	9,408	12,090	9,400	100	国からの業務量が示されているもの
				b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,500	400	26,800	28	26,828	31,800	26,820	320	国からの業務量が示されているもの
				c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,600	1,200	80,400	28	80,428	95,520	80,420	820	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(222) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	126,000	1,900	127,300	28	127,328	138,600	127,320	1,320	国からの業務量が示されているもの
			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	159,100	2,400	160,800	28	160,828	175,010	160,820	1,720	国からの業務量が示されているもの
			f 2万5,000平方メートル以上のもの	198,900	3,000	201,000	28	201,028	218,790	201,020	2,120	国からの業務量が示されているもの
	(カ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)から(エ)まで又は(ク)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	86,200	1,300	87,100	28	87,128	103,440	87,120	920	国からの業務量が示されているもの
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	144,500	2,180	146,060	28	146,088	158,950	146,080	1,580	国からの業務量が示されているもの
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	234,100	3,530	236,510	28	236,538	257,510	236,530	2,430	国からの業務量が示されているもの
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	305,700	4,610	308,870	28	308,898	336,270	308,890	3,190	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(222) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	367,400	5,540	371,180	28	371,208	404,140	371,200	3,800	国からの業務量が示されているもの
			f 2万5,000平方メートル以上のもの	431,000	6,500	435,500	28	435,528	474,100	435,520	4,520	国からの業務量が示されているもの
	(キ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付があるもの((ア)又は(オ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	9,300	140	9,380	28	9,408	12,090	9,400	100	国からの業務量が示されているもの
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	26,500	400	26,800	28	26,828	31,800	26,820	320	国からの業務量が示されているもの
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	79,600	1,200	80,400	28	80,428	95,520	80,420	820	国からの業務量が示されているもの
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	126,000	1,900	127,300	28	127,328	138,600	127,320	1,320	国からの業務量が示されているもの
			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	159,100	2,400	160,800	28	160,828	175,010	160,820	1,720	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(222) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料			f 2万5,000平方メートル以上のもの	198,900	3,000	201,000	28	201,028	218,790	201,020	2,120	国からの業務量が示されているもの
		(ク) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)から(エ)まで又は(カ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	225,500	3,400	227,800	28	227,828	248,050	227,820	2,320	国からの業務量が示されているもの
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	364,700	5,500	368,500	28	368,528	401,170	368,520	3,820	国からの業務量が示されているもの
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	520,600	7,850	525,950	28	525,978	572,660	525,970	5,370	国からの業務量が示されているもの
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	641,300	9,670	647,890	28	647,918	705,430	647,910	6,610	国からの業務量が示されているもの
			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	758,000	11,430	765,810	28	765,838	833,800	765,830	7,830	国からの業務量が示されているもの
			f 2万5,000平方メートル以上のもの	864,700	13,040	873,680	28	873,708	951,170	873,700	9,000	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備考
						業務量合計(分)	人件費	物件費	再算定結果(②+③)	激変緩和措置額	最終結果	現行料金との差額	
(223) 複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料					計画に係る一の建築物ごとの前号に掲げる区分に応じた金額を合計した金額						計画に係る一の建築物ごとの前号に掲げる区分に応じた金額を合計した金額		国からの業務量が示されているもの
(224) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	ア 建築物省エネルギー法第30条第2項に規定する申出がない場合	(ア) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付があるもの((オ)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅の場合、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 200平方メートル未満のもの	2,300	35	2,345	28	2,373	2,990	2,370	70	国からの業務量が示されているもの
				(b) 200平方メートル以上のもの	2,300	35	2,345	28	2,373	2,990	2,370	70	国からの業務量が示されているもの
			b 共同住宅等の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	4,600	70	4,690	28	4,718	5,980	4,710	110	国からの業務量が示されているもの
				(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	9,900	150	10,050	28	10,078	12,870	10,070	170	国からの業務量が示されているもの
				(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	22,200	335	22,445	28	22,473	26,640	22,470	270	国からの業務量が示されているもの
				(d) 5,000平方メートル以上のもの	39,800	600	40,200	28	40,228	47,760	40,220	420	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(224) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	(イ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付がないもの((ウ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で	(a) 200平方メートル未満のもの	16,900	255	17,085	28	17,113	20,280	17,110	210	国からの業務量が示されているもの
			(b) 200平方メートル以上のもの	18,900	285	19,095	28	19,123	22,680	19,120	220	国からの業務量が示されているもの
	b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	34,100	515	34,505	28	34,533	40,920	34,530	430	国からの業務量が示されているもの	
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	57,000	860	57,620	28	57,648	68,400	57,640	640	国からの業務量が示されているもの	
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	97,100	1,465	98,155	28	98,183	116,520	98,180	1,080	国からの業務量が示されているもの	
		(d) 5,000平方メートル以上のもの	139,200	2,100	140,700	28	140,728	153,120	140,720	1,520	国からの業務量が示されているもの	

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(224) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	(ウ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(エ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で	(a) 200平方メートル未満のもの	12,400	190	12,730	28	12,758	14,880	12,750	350	国からの業務量が示されているもの
			(b) 200平方メートル以上のもの	13,700	210	14,070	28	14,098	16,440	14,090	390	国からの業務量が示されているもの
	b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	24,900	380	25,460	28	25,488	29,880	25,480	580	国からの業務量が示されているもの	
		(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	42,000	640	42,880	28	42,908	50,400	42,900	900	国からの業務量が示されているもの	
		(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	73,100	1,115	74,705	28	74,733	87,720	74,730	1,630	国からの業務量が示されているもの	
		(d) 5,000平方メートル以上のもの	106,900	1,630	109,210	28	109,238	117,590	109,230	2,330	国からの業務量が示されているもの	
	(エ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)、(ウ)、(カ)又は(ク)に掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で	(a) 200平方メートル未満のもの	8,600	130	8,710	28	8,738	11,180	8,730	130	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(224) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料			(b) 200平方メートル以上のもの	9,200	140	9,380	28	9,408	11,960	9,400	200	国からの業務量が示されているもの
		b 共同住宅等で評価手法が仕様・計算併用法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(a) 300平方メートル未満のもの	16,200	245	16,415	28	16,443	19,440	16,440	240	国からの業務量が示されているもの
			(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,100	425	28,475	28	28,503	33,720	28,500	400	国からの業務量が示されているもの
			(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	51,000	770	51,590	28	51,618	61,200	51,610	610	国からの業務量が示されているもの
			(d) 5,000平方メートル以上のもの	77,200	1,165	78,055	28	78,083	92,640	78,080	880	国からの業務量が示されているもの
	(オ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付があるもの((ア)又は(キ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	4,600	70	4,690	28	4,718	5,980	4,710	110	国からの業務量が示されているもの
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,200	200	13,400	28	13,428	15,840	13,420	220	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(224) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,800	600	40,200	28	40,228	47,760	40,220	420	国からの業務量が示されているもの
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	63,000	950	63,650	28	63,678	75,600	63,670	670	国からの業務量が示されているもの
			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	79,500	1,200	80,400	28	80,428	95,400	80,420	920	国からの業務量が示されているもの
			f 2万5,000平方メートル以上のもの	99,400	1,500	100,500	28	100,528	119,280	100,520	1,120	国からの業務量が示されているもの
		(カ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)から(エ)まで又は(ク)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	43,100	650	43,550	28	43,578	51,720	43,570	470	国からの業務量が示されているもの
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	72,200	1,090	73,030	28	73,058	86,640	73,050	850	国からの業務量が示されているもの
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	117,000	1,765	118,255	28	118,283	128,700	118,280	1,280	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(224) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	152,800	2,305	154,435	28	154,463	168,080	154,460	1,660	国からの業務量が示されているもの
			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	183,700	2,770	185,590	28	185,618	202,070	185,610	1,910	国からの業務量が示されているもの
			f 2万5,000平方メートル以上のもの	215,500	3,250	217,750	28	217,778	237,050	217,770	2,270	国からの業務量が示されているもの
		(キ) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付があるもの((ア)又は(オ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	4,600	70	4,690	28	4,718	5,980	4,710	110	国からの業務量が示されているもの
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	13,200	200	13,400	28	13,428	15,840	13,420	220	国からの業務量が示されているもの
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	39,800	600	40,200	28	40,228	47,760	40,220	420	国からの業務量が示されているもの
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	63,000	950	63,650	28	63,678	75,600	63,670	670	国からの業務量が示されているもの

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考	
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(224) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	79,500	1,200	80,400	28	80,428	95,400	80,420	920	国からの業務量が示されているもの	
			f 2万5,000平方メートル以上のもの	99,400	1,500	100,500	28	100,528	119,280	100,520	1,120	国からの業務量が示されているもの	
		(ク) 建築物省エネルギー適合証又は性能評価書の添付がないもの((イ)から(エ)まで又は(カ)に掲げる場合を除く。)	非住宅建築物で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合は、当該非住宅建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	a 300平方メートル未満のもの	112,700	1,700	113,900	28	113,928	123,970	113,920	1,220	国からの業務量が示されているもの
			b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	182,300	2,750	184,250	28	184,278	200,530	184,270	1,970	国からの業務量が示されているもの	
			c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	260,300	3,925	262,975	28	263,003	286,330	263,000	2,700	国からの業務量が示されているもの	
			d 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	320,600	4,835	323,945	28	323,973	352,660	323,970	3,370	国からの業務量が示されているもの	
			e 1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	379,000	5,715	382,905	28	382,933	416,900	382,930	3,930	国からの業務量が示されているもの	

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(224) 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料			f 2万5,000平方メートル以上のもの	432,300	6,520	436,840	28	436,868	475,530	436,860	4,560	国からの業務量が示されているもの
(225) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの			21,000	210	14,070	7,915	21,985	25,200	21,980	980	
	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの			32,000	315	21,105	11,872	32,977	38,400	32,970	970	
	盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			44,000	430	28,810	16,207	45,017	52,800	45,010	1,010	
	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの			62,000	600	40,200	22,641	62,841	74,400	62,840	840	
	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの			72,000	695	46,565	26,194	72,759	86,400	72,750	750	
	盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの			96,000	925	61,975	34,863	96,838	115,200	96,830	830	

手数料の種類	区分	現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備考
			業務量合計(分)	人件費	物件費	再算定結果(②+③)	激変緩和措置額	最終結果	現行料金との差額	
(225) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	150,000	1,450	97,150	54,650	151,800	165,000	151,800	1,800	
	盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	228,000	2,200	147,400	82,917	230,317	250,800	230,310	2,310	
	盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	354,000	3,410	228,470	128,521	356,991	389,400	356,990	2,990	
	盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	498,000	4,790	320,930	180,533	501,463	547,800	501,460	3,460	
	盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	642,000	6,175	413,725	232,733	646,458	706,200	646,450	4,450	
(226) 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートル以内のもの	16,000	160	10,720	6,030	16,750	19,200	16,750	750	
	土石の堆積を行う土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	18,000	180	12,060	6,784	18,844	21,600	18,840	840	

手数料の種類	区分	現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備考
			業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(226) 土石の堆積 に関する工事の許 可申請手数料	土石の堆積を行う土 地の面積が1,000平 方メートルを超え 2,000平方メートル 以内のもの	21,000	210	14,070	7,915	21,985	25,200	21,980	980	
	土石の堆積を行う土 地の面積が2,000平 方メートルを超え 3,000平方メートル 以内のもの	24,000	240	16,080	9,046	25,126	28,800	25,120	1,120	
	土石の堆積を行う土 地の面積が3,000平 方メートルを超え 5,000平方メートル 以内のもの	34,000	335	22,445	12,626	35,071	40,800	35,070	1,070	
	土石の堆積を行う土 地の面積が5,000平 方メートルを超え1 万平方メートル以内 のもの	37,000	365	24,455	13,757	38,212	44,400	38,210	1,210	
	土石の堆積を行う土 地の面積が1万平方 メートルを超え2万 平方メートル以内の もの	44,000	430	28,810	16,207	45,017	52,800	45,010	1,010	
	土石の堆積を行う土 地の面積が2万平方 メートルを超え4万 平方メートル以内の もの	58,000	565	37,855	21,295	59,150	69,600	59,150	1,150	
	土石の堆積を行う土 地の面積が4万平方 メートルを超え7万 平方メートル以内の もの	78,000	755	50,585	28,456	79,041	93,600	79,040	1,040	

手数料の種類	区分	現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備考
			業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(226) 土石の堆積に関する工事の許可申請手数料	土石の堆積を行う土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	114,000	1,105	74,035	41,647	115,682	125,400	115,680	1,680	
	土石の堆積を行う土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	138,000	1,330	89,110	50,127	139,237	151,800	139,230	1,230	
(227) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請手数料		642,000	6,175	413,725	232,733	646,458	706,200	646,450	4,450	
(228) 土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料		138,000	1,330	89,110	50,127	139,237	151,800	139,230	1,230	
(229) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートル以内のもの	10,000	100	6,700	3,769	10,469	13,000	10,460	460	
	盛土又は切土をする土地の面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	11,000	110	7,370	4,146	11,516	13,200	11,510	510	
	盛土又は切土をする土地の面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	12,000	120	8,040	4,523	12,563	14,400	12,560	560	

手数料の種類	区分	現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備考
			業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(229) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が2,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	13,000	130	8,710	4,900	13,610	15,600	13,610	610	
	盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	15,000	145	9,715	5,465	15,180	18,000	15,180	180	
	盛土又は切土をする土地の面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	16,000	155	10,385	5,842	16,227	19,200	16,220	220	
	盛土又は切土をする土地の面積が1万平方メートルを超え2万平方メートル以内のもの	17,000	170	11,390	6,407	17,797	20,400	17,790	790	
	盛土又は切土をする土地の面積が2万平方メートルを超え4万平方メートル以内のもの	18,000	180	12,060	6,784	18,844	21,600	18,840	840	
	盛土又は切土をする土地の面積が4万平方メートルを超え7万平方メートル以内のもの	20,000	200	13,400	7,538	20,938	24,000	20,930	930	
	盛土又は切土をする土地の面積が7万平方メートルを超え10万平方メートル以内のもの	26,000	255	17,085	9,611	26,696	31,200	26,690	690	

手数料の種類	区分	現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備考
			業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(229) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請手数料	盛土又は切土をする土地の面積が10万平方メートルを超えるもの	27,000	260	17,420	9,799	27,219	32,400	27,210	210	
(230) 開発行為許可申請手数料	ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分									
	(ア) 0.1ヘクタール未満	8,600	120	8,040	2,518	10,558	11,180	10,550	1,950	
	(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	22,000	300	20,100	6,295	26,395	26,400	26,390	4,390	
	(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	43,000	600	40,200	12,590	52,790	51,600	51,600	8,600	
	(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	86,000	1,200	80,400	25,181	105,581	103,200	103,200	17,200	
	(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満	130,000	1,800	120,600	37,771	158,371	143,000	143,000	13,000	

手数料の種類	区分	現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備考	
			業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額		
(230) 開発行為許可申請手数料	(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満	170,000	2,400	160,800	50,362	211,162	187,000	187,000	17,000		
	(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満	220,000	3,000	201,000	62,952	263,952	242,000	242,000	22,000		
	(ク) 10ヘクタール以上	300,000	4,200	281,400	88,133	369,533	330,000	330,000	30,000		
	イ 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分										
	(ア) 0.1ヘクタール未満	13,000	180	12,060	3,777	15,837	15,600	15,600	2,600		
	(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	30,000	420	28,140	8,813	36,953	36,000	36,000	6,000		

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(230) 開発行為許可申請手数料	(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満				65,000	900	60,300	18,886	79,186	78,000	78,000	13,000	
	(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満				120,000	1,680	112,560	35,253	147,813	132,000	132,000	12,000	
	(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満				200,000	2,760	184,920	57,916	242,836	220,000	220,000	20,000	
	(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満				270,000	3,720	249,240	78,061	327,301	297,000	297,000	27,000	
	(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満				340,000	4,680	313,560	98,205	411,765	374,000	374,000	34,000	
	(ク) 10ヘクタール以上				480,000	6,600	442,200	138,495	580,695	528,000	528,000	48,000	
	ウ その他の場合は、当該開発区域の面積に応じ、次に掲げる区分												

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(230) 開発行為許可申請手数料	(ア) 0.1ヘクタール未満				86,000	1,200	80,400	25,181	105,581	103,200	103,200	17,200	
	(イ) 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満				130,000	1,800	120,600	37,771	158,371	143,000	143,000	13,000	
	(ウ) 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満				190,000	2,700	180,900	56,657	237,557	209,000	209,000	19,000	
	(エ) 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満				260,000	3,600	241,200	75,543	316,743	286,000	286,000	26,000	
	(オ) 1ヘクタール以上3ヘクタール未満				390,000	5,400	361,800	113,314	475,114	429,000	429,000	39,000	
	(カ) 3ヘクタール以上6ヘクタール未満				510,000	7,080	474,360	148,567	622,927	561,000	561,000	51,000	
	(キ) 6ヘクタール以上10ヘクタール未満				660,000	9,120	611,040	191,375	802,415	726,000	726,000	66,000	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(230) 開発行為許可申請手数料	(ク) 10ヘクタール以上				870,000	12,120	812,040	254,327	1,066,367	957,000	957,000	87,000	
(231) 開発行為変更許可申請手数料					870,000	12,120	812,040	254,327	1,066,367	957,000	957,000	87,000	
(232) 市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料					46,000	636	42,612	13,346	55,958	55,200	55,200	9,200	
(233) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料					26,000	360	24,120	7,554	31,674	31,200	31,200	5,200	
(234) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積に応じ、次に掲げる区分												
	ア 0.1ヘクタール未満				6,900	96	6,432	2,014	8,446	8,970	8,440	1,540	
	イ 0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満				18,000	252	16,884	5,288	22,172	21,600	21,600	3,600	

手数料の種類	区 分			現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
					業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(234) 開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	ウ 0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満			39,000	540	36,180	11,331	47,511	46,800	46,800	7,800	
	エ 0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満			69,000	960	64,320	20,145	84,465	82,800	82,800	13,800	
	オ 1ヘクタール以上			97,000	1,344	90,048	28,203	118,251	116,400	116,400	19,400	
(235) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合			1,700	24	1,608	504	2,112	2,380	2,110	410	
	イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであつて開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合			2,700	37	2,479	776	3,255	3,510	3,250	550	
	ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合			17,000	240	16,080	5,036	21,116	20,400	20,400	3,400	
(236) 開発登録簿の写しの交付手数料				470	7	469	147	616	705	610	140	
(237) 鳥獣飼養登録申請手数料若しくは更新申請手数料又は登録票の再交付申請手数料				3,400	140	9,380	783	10,163	4,420	4,420	1,020	
(238) 温泉利用許可申請手数料				35,000	635	42,545	618	43,163	42,000	35,000	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(239) 温泉利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料					7,400	130	8,710	512	9,222	9,620	7,400	0	手数料の増額について県及び佐世保市と協議し改定する必要があることから、3者で協議を行う。 ※今回の改定は見送り。
(240) 特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料					15,000	314	21,038	0	21,038	18,000	18,000	3,000	
(241) 特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料					11,000	224	15,008	0	15,008	13,200	13,200	2,200	
(242) 犬又はねこの引取手数料	成犬又は成ねこ				2,095	51	3,417	0	3,417	2,724	2,720	625	
	子犬又は子ねこ				2,095	51	3,417	0	3,417	2,724	2,720	625	
(243) 指定居宅サービス事業者指定申請手数料					15,000	310	20,770	529	21,299	18,000	18,000	3,000	
(244) 指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料					10,000	245	16,415	525	16,940	13,000	13,000	3,000	
(245) 指定地域密着型サービス事業者指定申請手数料	指定地域密着型介護老人福祉施設				58,000	900	60,300	3,024	63,324	69,600	63,320	5,320	
	上記以外のもの				15,000	310	20,770	529	21,299	18,000	18,000	3,000	
(246) 指定地域密着型サービス事業者指定更新申請手数料	指定地域密着型介護老人福祉施設				17,000	330	22,110	550	22,660	20,400	20,400	3,400	
	上記以外のもの				10,000	245	16,415	525	16,940	13,000	13,000	3,000	
(247) 指定居宅介護支援事業者指定申請手数料					15,000	310	20,770	529	21,299	18,000	18,000	3,000	
(248) 指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料					10,000	245	16,415	525	16,940	13,000	13,000	3,000	
(249) 指定介護老人福祉施設指定申請手数料					58,000	900	60,300	3,024	63,324	69,600	63,320	5,320	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(250) 指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料					17,000	330	22,110	550	22,660	20,400	20,400	3,400	
(251) 介護老人保健施設開設許可申請手数料					58,000	900	60,300	3,024	63,324	69,600	63,320	5,320	
(252) 介護老人保健施設変更許可申請手数料（構造又は設備の変更を伴うものに限る。）					33,000	545	36,515	2,524	39,039	39,600	39,030	6,030	
(253) 介護老人保健施設開設許可更新申請手数料					17,000	330	22,110	550	22,660	20,400	20,400	3,400	
(254) 介護医療院開設許可申請手数料					58,000	900	60,300	3,024	63,324	69,600	63,320	5,320	
(255) 介護医療院変更許可申請手数料（構造又は設備の変更を伴うものに限る。）					33,000	545	36,515	2,524	39,039	39,600	39,030	6,030	
(256) 介護医療院開設許可更新申請手数料					17,000	330	22,110	550	22,660	20,400	20,400	3,400	
(257) 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料					5,000	105	7,035	517	7,552	6,500	6,500	1,500	
(258) 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料					3,000	60	4,020	458	4,478	3,900	3,900	900	
(259) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料					5,000	105	7,035	517	7,552	6,500	6,500	1,500	
(260) 指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料					3,000	60	4,020	458	4,478	3,900	3,900	900	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(261) 指定介護予防支援事業者指定申請手数料					15,000	310	20,770	529	21,299	18,000	18,000	3,000	
(262) 指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料					10,000	245	16,415	525	16,940	13,000	13,000	3,000	
(263) 第1号事業に係る指定事業者指定申請手数料	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護に相当する事業（以下「介護予防相当サービス事業」という。）				5,000	105	7,035	517	7,552	6,500	6,500	1,500	
	介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（介護予防相当サービス事業を除く。）であつて、同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）が行うこととされているもの（以下「第1号訪問基準緩和サービス事業」という。）				4,300	80	5,360	524	5,884	5,590	5,590	1,290	
	介護保険法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（介護予防相当サービス事業を除く。）であつて、指定事業者が行うこととされているもの（以下「第1号通所基準緩和サービス事業」という。）				4,400	80	5,360	524	5,884	5,720	5,720	1,320	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
(264) 第1号事業 に係る指定事業者 指定更新申請手数料	介護予防相当サー ビス事業				3,000	60	4,020	458	4,478	3,900	3,900	900	
	第1号訪問基準緩和 サービス事業				2,300	42	2,814	458	3,272	2,990	2,990	690	
	第1号通所基準緩和 サービス事業				2,400	42	2,814	458	3,272	3,120	3,120	720	
(265) サービス付 高齢者向け住宅 の登録申請手数料 又は登録更新申請 手数料	住宅の戸数が10戸 以下である場合				27,000	450	30,151	21	30,172	32,400	30,170	3,170	国からの業務量が示されているもの
	住宅の戸数が11戸 以上20戸以下である 場合				30,000	510	34,170	21	34,191	36,000	34,190	4,190	国からの業務量が示されているもの
	住宅の戸数が21戸 以上30戸以下である 場合				34,000	570	38,191	21	38,212	40,800	38,210	4,210	国からの業務量が示されているもの
	住宅の戸数が31戸 以上40戸以下である 場合				37,000	630	42,210	21	42,231	44,400	42,230	5,230	国からの業務量が示されているもの
	住宅の戸数が41戸 以上50戸以下である 場合				41,000	690	46,231	21	46,252	49,200	46,250	5,250	国からの業務量が示されているもの
	住宅の戸数が51戸 以上70戸以下である 場合				48,000	810	54,270	21	54,291	57,600	54,290	6,290	国からの業務量が示されているもの
	住宅の戸数が71戸 以上100戸以下である 場合				59,000	990	66,331	21	66,352	70,800	66,350	7,350	国からの業務量が示されているもの
	住宅の戸数が101戸 以上である場合				69,000	1,170	78,391	21	78,412	82,800	78,410	9,410	国からの業務量が示されているもの
266 新号追加分													以下は、項目出しを行うもので、 一律400円を改定後の額とする。
国民健康保険税資 格等証明手数料					300	25	1,675	0	1,675	450	400	100	
返納金納入証明手 数料					300	22	1,474	1	1,475	450	400	100	
原爆死没者名簿登 載証明手数料					300	10	670	2	672	450	400	100	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
農地法の許可・受理証明手数料					300	75	5,025	0	5,025	450	400	100	
農業従事者証明手数料					300	370	24,790	491	25,281	450	400	100	
輸出証明書発行手数料					300	17	1,139	13	1,151	450	400	100	
食品衛生監視票発行証明手数料					300	16	1,072	189	1,260	450	400	100	
飲食店等営業届出の受理証明手数料					300	18	1,206	115	1,320	450	400	100	
管理医療機器販売業届出の受理証明手数料					300	23	1,541	143	1,683	450	400	100	
旅館業等営業届出の受理証明手数料					300	9	603	2	605	450	400	100	
登録免許税の非課税措置に係る証明手数料					300	25	1,675	142	1,817	450	400	100	
無料低額診療事業等における固定資産税の非課税措置に係る証明手数料					300	25	1,675	159	1,834	450	400	100	
高齢者・障害者住宅整備資金貸付金残高証明手数料					300	25	1,675	2	1,677	450	400	100	
生活保護受給証明等手数料					300	6	369	6	374	450	400	100	
防火管理資格講習修了証明申請手数料					300	30	2,010	1	2,011	450	400	100	
防火対象物点検報告特例認定通知証明手数料					300	28	1,876	1	1,877	450	400	100	
防災管理点検報告特例認定通知証明手数料					300	28	1,876	1	1,877	450	400	100	
救急搬送証明手数料					300	20	1,340	2	1,342	450	400	100	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
固定資産税に係る 各種受理証明手数料					300	6	402	12	414	450	400	100	
長崎市立高等看護 学院に係る証明手 数料					300	89	5,963	50	6,013	450	400	100	
保健所における申 請及び許可又は届 出にかかる証明手 数料					300	21	1,407	2	1,409	450	400	100	
道路、水路及び市 有地等の境界等確 認証明手数料					300	41	2,747	0	2,747	450	400	100	
					300	65	4,355	0	4,355	450	400	100	
保育所等の入所に 関する証明手数料					300	11	737	2	739	450	400	100	
戸籍、住所に関す る証明手数料					300	23	1,541	35	1,576	450	400	100	
都市計画法施行規 則第60条に基づく 証明手数料					300	59	3,940	1,285	5,224	450	5,220	4,920	
宅地造成又は特定 盛土等に関する工 事でない旨の証明 手数料					300	73	4,904	475	5,379	450	5,370	5,070	
台帳記載事項に係 る証明手数料					300	22	1,474	11	1,485	450	400	100	
宅地造成又は特定 盛土等に関する工 事許可等証明手 数料					300	18	1,226	475	1,701	450	400	100	
被相続人居住用家 屋確認書及び低未 利用土地確認書交 付申請手数料					300	10	670	8	678	450	400	100	
認可地縁団体の告 示事項に関する証 明手数料					300	23	1,545	3	1,548	450	400	100	

手数料の種類	区 分				現行額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	備 考
						業務量合計 (分)	人件費	物件費	再算定結果 (②+③)	激変緩和 措置額	最終結果	現行料金 との差額	
狂犬病予防注射手数料					2,580	50	3,350	429	3,779	3,354	3,350	770	細則の規定から条例に規定しなおすもの。
抑留した犬の飼養管理手数料					366	25	1,675	120	1,795	549	540	174	細則の規定から条例に規定しなおすもの。
抑留した犬の返還手数料					3,771	89	5,963	0	5,963	4,902	4,900	1,129	細則の規定から条例に規定しなおすもの。
市道に関する証明手数料					300	30	2,010	11	2,021	450	400	100	
市営住宅に関する各種証明手数料					300	8	536	0	536	450	400	100	